

国の施策等に関する提案

“災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ
夢にあふれる新たな熊本の創造”へ



平成 29 年6月

 熊本県

震度7の地震が立て続けに二度も襲い、本県に未曾有の被害をもたらした「平成28年熊本地震」の発生から1年を経過しました。本県では、現在「被災された方々の痛みの最小化」、「創造的復興」、「創造的復興を地域の更なる発展につなげる」という「復旧・復興3原則」のもと、総力を挙げて、被災者の生活再建と被災地の再生に取り組んでおります。

国におかれましては、発災後直ちに政府の総力を結集し、迅速な被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の早期指定、財政面における3度の補正予算や平成29年度予算等を通じ、多くの具体的支援を実現いただきました。このような国の強力な御支援により、この難局を何とか乗り切る見通しが立ちつつあります。様々な取組みに御尽力いただいていることに対し、県民を代表して感謝申し上げます。

さて、本県は、昨年12月に「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」を基本に「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一本化し、熊本の将来の礎を築くために重点的に推進する取組みを明らかにした、蒲島県政3期目の県政運営の基本方針となる「熊本復旧・復興4カ年戦略」をとりまとめました。この戦略のもと、「災害に強く誇れる資産を次代につなぎ夢にあふれる新たな熊本の創造」を目指し、引き続き、国の施策等を追い風としながら、様々な取組みを積極的に展開して参りたいと考えております。

つきましては、国の施策等に反映させていただきたい項目を本書のとおり取りまとめましたので、今後の予算編成や国の取組みに是非とも採り入れていただきますよう、お願い申し上げます。

平成29年6月

熊本県知事 蒲島 郁夫

目 次

喫緊の重要課題の解決に向けた施策

地方税財源の充実確保	…	1
公共事業予算の安定的な総額確保	…	3
水俣病対策の推進 / 水俣・芦北地域の振興	…	4
川辺川ダム問題の解決	…	6
地方創生の推進	…	7

“災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ 夢にあふれる新たな熊本の創造 “へ

安心で希望に満ちた暮らしの創造

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する交付金制度の創設	…	8
治安基盤の整備充実	…	9
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援策	…	10
就職支援対策の充実	…	11
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	…	12
様々な人権問題の解決に向けた施策の推進	…	13
女性の社会参画の加速化	…	14
夢を叶える教育の推進に向けた環境整備	…	15
公立学校施設整備等の財源確保	…	17
安心して私立学校に通える教育環境の実現	…	18
特別支援学校の教育環境整備	…	19
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	…	20
長寿で安心して暮らせる施策の充実	…	22
熊本の未来を担う子供を安心して産み育てる施策の充実	…	24

未来へつなぐ資産の創造

九州の横軸をはじめとする道路ネットワークの整備促進	…	25
天草地域における海上交通等の基盤づくりへの支援強化	…	26
肥薩おれんじ鉄道に対する支援	…	27
路線バスの確保・維持に対する支援	…	29
立野ダムの整備推進	…	30
道路構造物の定期点検に係る財源の確保	…	31
白川水系の土砂流出に係る計画的かつ抜本的な対策の実施	…	32

地域の産業基盤としての工業用水道事業への支援	… 3 3
『九州を支える広域防災拠点構想』の推進	… 3 4
J R 鹿児島本線等連続立体交差事業の予算確保	… 3 6
世界遺産に係る支援	… 3 7
国立公園満喫プロジェクト推進の支援	… 3 8
地下水の硝酸性窒素対策への支援	… 3 9
有明海・八代海の再生	… 4 0
県営荒瀬ダム撤去に対する国の支援	… 4 2

次代を担う力強い地域産業の創造

稼げる農林水産業の実現	… 4 3
意欲ある担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化	… 4 5
中山間地域対策の充実強化	… 4 7
震災からの復興に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	… 4 9
新たな成長産業の創出	… 5 0
地域中小企業応援ファンドの拡充	… 5 1
再生可能エネルギー導入促進	… 5 2
熊本地震後の復興需要等による人手不足の解消	… 5 3
地域の建設産業における人材確保・育成	… 5 4
高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成	… 5 5

世界とつながる新たな熊本の創造

阿蘇くまもと空港等機能強化及び天草エアラインへの支援	… 5 6
地域の活性化につながる八代港の整備促進	… 5 7
地域の活性化につながる熊本港の整備促進	… 5 8
国際的なスポーツ大会の推進・選手育成と地域のスポーツ振興	… 5 9

地方税財源の充実確保について

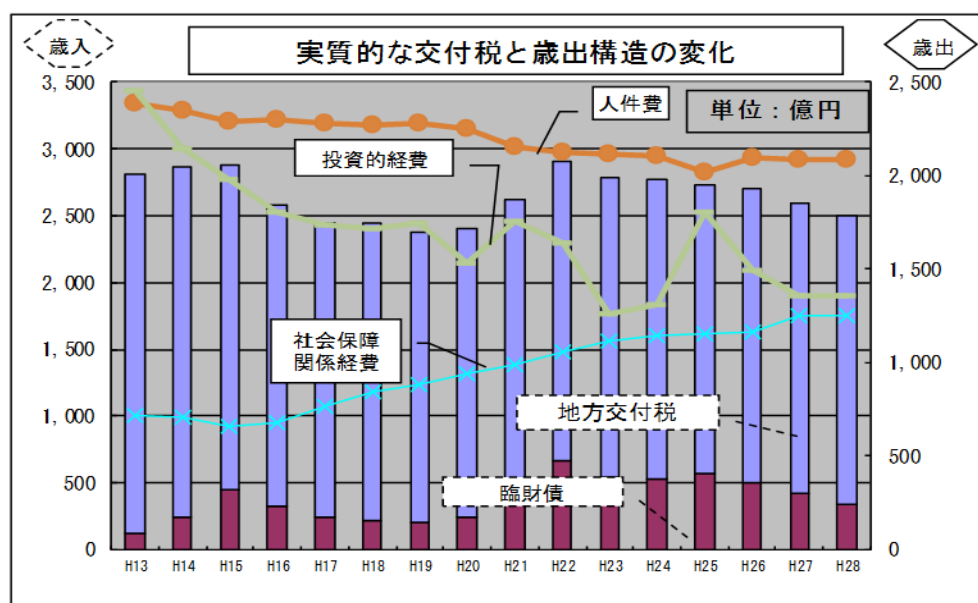
【内閣府、総務省、財務省】

提案・要望事項

- 1 地方一般財源総額の確保
- 2 持続可能な地方交付税制度の確立と歳出特別枠の堅持
- 3 遍在性が小さく安定的な地方税体系の構築
 - ① 遍在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
 - ② 車体課税の見直しに係る代替税財源の確保
 - ③ 固定資産税における償却資産課税の現行制度堅持
 - ④ ゴルフ場利用税の堅持

【現状・課題等】

- 平成 21 年度以降、1 兆円を超える地方交付税の別枠加算等の措置により、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、三位一体改革以前の平成 15 年度水準近くまで復元されたものの、社会保障関係経費や年々増加する臨時財政対策債の償還費などにより、依然として厳しい財政運営を強いられている。
- 厳しい財政状況のなか、本県では、給与削減まで踏み込んだ「財政再建戦略」（平成 21～24 年度当初予算）を策定し、行財政改革の取組みを強力に推進した結果、財政再建に一定の道筋が立ちつつあったが、平成 28 年熊本地震からの迅速な復旧・復興と財政健全化の両立という困難な課題に直面しており、中長期にわたる財源確保が不可欠となっている。
- さらに、今後も少子高齢化の中で、地域経済の活性化や雇用対策、福祉の充実など地方の役割は増大し、これらに的確に対応していくためには、臨時財政対策債等の特例措置を講じるのではなく、交付税率の引上げにより地方一般財源総額の一層の充実を図ることが必要である。



1 地方一般財源総額の確保

平成 28 年 6 月に閣議決定された骨太の方針を踏まえ、地方が責任を持って、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額について、平成 30 年度までにおいて、平成 27 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保していただきたい。

2 持続可能な地方交付税制度の確立と歳出特別枠の堅持

- ・ 地方交付税については、引き続き、本来の役割である財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保していただきたい。
- ・ また、更なる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。
- ・ 臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう確実に確保いただきたい。
- ・ 社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入していただきたい。
- ・ また、これまで歳出特別枠が果たしてきた役割を踏まえ、実質的に堅持していただきたい。

3 遍在性が小さく安定的な地方税体系の構築

- ① 消費税・地方消費税の 10%への引上げにあたっては、8%段階で措置されたような措置を講じることで、引き続き遍在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図っていただきたい。併せて、遍在是正により生ずる財源については確実に地方財政計画に計上し、実効性のある遍在是正措置としていただきたい。また、消費税の軽減税率制度の導入に伴う減収に対しては、地方の社会保障財源に影響を与えることのないよう、代替税財源等による措置を確実に講じていただきたい。
- ② 消費税・地方消費税の 10%への引上げ時期の延期に伴い、平成 31 年度税制改正において行うこととされている自動車税及び軽自動車税環境性能割の税率区分の見直しにあたっては、自動車取得税の廃止による減収分の財源が確実に確保できるよう措置していただきたい。なお、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、代替税財源の確保を前提に議論を進めていただきたい。
- ③ 償却資産に係る固定資産税は、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度を堅持していただきたい。なお、平成 28 年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置について、平成 29 年度税制改正では、残余 2 年間に限り、その対象に一定の工具、器具・備品等を追加するとされたところであるが、当該特例措置は、その期限の到来をもって確実に終了させ、今後、対象の拡充を行わないようにしていただきたい。
- ④ ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地における特有の行政需要に対応していること、また、市町村にとっても貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持していただきたい。

人口減少の克服、地方創生に向けた 公共事業予算の安定的な総額確保について

提案・要望事項

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

熊本地震に係る復旧・復興とともに重要課題である人口減少の克服や地方創生に向け、地方にしごとをつくり、安心して働けるようにするためには、基盤となる社会資本の整備や農林水産業の生産基盤整備を着実に推進することが必要である。

また、地域の安全・安心や雇用を担う建設産業の担い手確保・育成の観点からも、公共事業予算の安定的かつ継続的な総額確保を図っていただきたい。

【現状・課題等】

- 近年、公共事業費が大幅に削減されてきた中、ここ数年は微増・横ばいで推移している。また、今年度当初予算については、熊本地震からの復旧・復興に配慮した配分となっている。

一方、地方創生の基盤となる本県における社会資本の整備は、道路を例に挙げても改良率57.1%（全国35位、道路統計年報2016）と依然として遅れており、熊本地震を受けて人口流出も懸念される中、引き続き着実に整備を進めて行く必要がある。

また、熊本地震からの復旧・復興とともに、今後の災害に備え災害に強い国土を形成する「国土強靱化」の推進や、高度経済成長期に建設された大量のインフラの老朽化対策も喫緊の課題である。

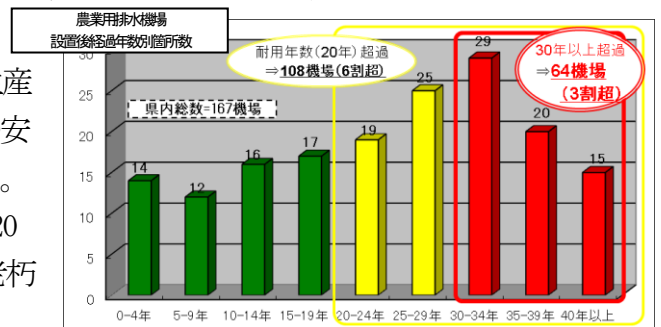
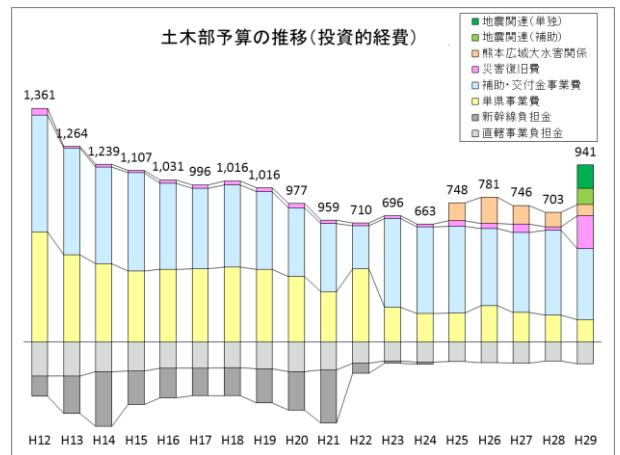
- 社会資本の整備は、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発といったさまざまなストック効果を発揮し、これは地方創生を下支えするものである。本県においては、この社会資本のストック効果を重視しつつ、さらに、「安全」と「成長」に重点化を図っていくため、公共事業予算の安定的かつ継続的な総額確保が必要である。

- 本県の基幹産業である農林水産業においても、生産基盤整備の推進により、生産性の向上や農山漁村の安全・安心の実現などのストック効果を発揮している。

一方、農業用の排水機場については、耐用年数(20年)を超える施設が6割超であるなど、生産基盤の老朽化が進行しており、計画的な更新整備が必要である。

- 本県の公共事業に係る予算は、国の予算同様に、近年大幅に減少し、ピーク時の約半分にまで減少している。このような中、県内建設業従事者数は、ピーク時の約8万3千人から約3万人減少するとともに、全国に比べ高齢化が進展してきている。

社会資本の整備・更新のみならず、地域の安全・安心を担う建設産業を育成し、継続した雇用を確保することは、地域の人口減少に歯止めをかけることにもつながるため、公共事業の安定的かつ継続的な予算確保が必要であり、更には工事発注・施工の平準化につながる予算内示の前倒し等が必要である。



水俣病対策の推進／水俣・芦北地域の振興について

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 チッソ金融支援措置に関する地方債の償還財源について、これまでの閣議了解等に基づき、県が償還を着実に行えるよう、引き続き所要の措置を講じていただきたい。
- 2 救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加について、適切な対応を図っていただきたい。
- 3 認定業務促進のため、検診医の確保等検診体制の整備等について特段の配慮をいただくなど、県との連携をより密にして取り組んでいただきたい。
- 4 水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後も所要の財源確保を講じていただきたい。
- 5 昭和53年6月の閣議了解に基づき、本年7月に策定予定の「第六次水俣・芦北地域振興計画平成30年度実施計画」に掲げる事業の実施について、予算を確実に確保するとともに、引き続き特別交付税による財源措置を講じていただきたい。
- 6 更なる地域の発展と研修効果の充実のため、平成28年度から水俣市で実施されている「環境調査研修所」の研修の拡充を実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 チッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高は以下のとおり。

●熊本県のチッソ県債未償還残高（元利合計） H29.3.31 現在（単位：億円）

	患者県債	へドロ県債	H7 一時金県債	H22 一時金県債	特別県債	合計
未償還残高	138.0	6.5	24.0	106.0	120.8	395.3

- 2 水俣病特措法救済措置対象者は37,613人、裁判上の和解による解決者は2,992人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。

関係市町の一人当たりの医療費（単位：円）

市・町名	平成27年度
水俣市	563,833(1)
芦北町	547,266(2)
津奈木町	542,138(3)
天草市	417,793(11)
上天草市	410,403(12)
県内市町村平均	386,757

※（ ）内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

- 3 現在、未処分者が1,000名を超えており、被害にあわれた方の迅速な救済に向け、今後平成31年度までに1,200件の審査完了を目指している。引き続き、検診医の確保といった更なる検診体制の整備等、認定業務を促進するための取り組みを、国と県がより連携して進めていく必要がある。（H29年4月末時点の未処分者数1,099人）

- 4 被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、引き続き水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について予算措置が必要である。

5 当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たり市町村民所得が県平均の約8割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、引き続き「第六次水俣・芦北地域振興計画平成30年度実施計画」に掲げる事業の実施について国の財源措置が必要である。

(H28年10月1日時点高齢化率：県内最高の38.8% H26年度一人当たり市町村民所得：2008千円)

6 平成28年3月、まち・ひと・しごと創生本部の「政府関係機関移転基本方針」により、本県が提案していた「環境調査研修所」の水俣市への研修機能の一部移転が決定された。この決定により平成28年度から環境研修の一部が水俣環境アカデミア等で実施されているが、更なる地域の発展と研修効果の充実のため、研修の拡充を実施していただきたい。

川辺川ダム問題の解決について

【国土交通省】

提案・要望事項

1 球磨川の治水対策

「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策について、必要な予算措置を講じ、迅速に進めていただくとともに、県が行う治水対策の検討に対して、技術面等の支援をお願いしたい。

また、国、県、流域市町村で構成する「球磨川治水対策協議会」での更なる治水安全度の向上に向けた治水対策の検討に、引き続きご尽力いただきたい。

2 五木村の生活再建

村の生活再建を着実に進めるため、平成23年6月の国、県、村の三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業に対し、交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

また、ダム建設廃止等に伴う生活再建のための法律の制定に向けて取り組んでいただきたい。

【現状・課題等】

- 1 球磨川流域では、洪水による浸水被害等が頻繁に発生しており、流域住民の洪水に対する不安を解消するため、治水対策は急務である。

治水対策を迅速かつ効果的に進めていくためには、国において、必要な予算措置を講じていただくことが不可欠である。

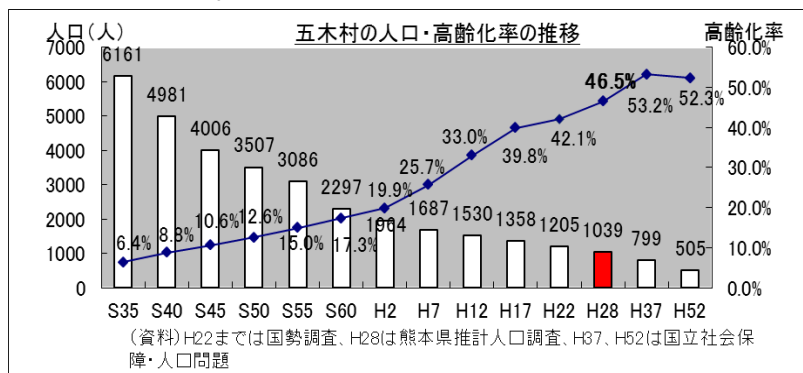
また、県管理区間の対策を迅速に進めていくためには、市房ダムの有効活用策や川辺川筋の治水対策の検討等に対して、技術面及び財政面における国の支援が必要不可欠である。

さらに、対策の実施と並行して、「球磨川治水対策協議会」において、中期的に達成すべき治水安全度の目標に向けた検討を、引き続き国、県、流域市町村が連携して進めていくようお願いしたい。

- 2 五木村は、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少しており、また、高齢化率(H28:46.5%)が県内で最も高いことから、生活再建の取組みは少しの遅れも許されないとの危機感を抱いている。

このような状況の中、平成23年6月の国、県、村による三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業を着実に進めるためには、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。

また、村の生活再建をより確実にを行うため、事業実施に当たってその裏付けとなる法律の制定をお願いしたい。



※水没予定489世帯のうち、6割を超える世帯が村外移転

※現在、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少

※村内全集落のうち約2/3の集落で65才以上人口が5割超(35集落中22集落)
(H29.2.28 五木村指定区別人口調)

地方創生の推進について

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

提案・要望事項

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置をお願いしたい。
また、平成29年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。
- 2 平成28年熊本地震からの創造的復興のためにも、本県の地方創生の取組みを着実に推進できるよう、地方創生推進交付金や地方創生関連補助金による強力な財政支援をお願いしたい。
 - ① 地方創生推進交付金について、平成30年度当初予算においても着実に措置するとともに、今後一層の規模拡大を図ること。
また、地方の意見を十分に踏まえ、対象事業の要件緩和や事務手続の簡素化・合理化等の取組みを進めること。併せて、年度当初から全ての事業が着手可能となるよう交付決定すること。
 - ② 地方版総合戦略に掲げる事業を速やかに実施するために必要な地方創生関連補助金の予算総額の安定的な確保を図ること。
- 3 地方自治体から地方分権改革に関する提案を募集している「提案募集方式」については、地域の実情を理解し提案をできる限り実現していただきたい。
なお、地方へ事務・権限を移譲する際は、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要を的確に把握し、確実な財源措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県は、平成27年10月に「熊本県 人口ビジョン」及び「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本県における人口の現状と将来展望や、この将来展望に向けて5か年で取り組む施策の基本的方向、具体的施策を策定した。
また、県内市町村も、平成28年3月末までに全ての団体が地方版総合戦略の策定を完了した。
熊本の地方創生を着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。
- 2 平成28年熊本地震からの創造的復興を含め、本県の地方創生の取組みを着実に推進するためには、地方創生推進交付金や地方創生関連補助金の長期的な財源の確保が重要である。
そのため、地方創生推進交付金等については、少なくとも当面5年間を見据え、地方が適切な目標管理の下、創意工夫しながら柔軟に活用することができるよう更に自由度の高い制度とするとともに、引き続き十分な予算規模とすべきである。
併せて、事務手続きの簡素化、合理化等の取組を進めることにより、年度当初から事業着手が可能となるよう交付決定を行うことが必要である。
- 3 真の地方創生を実現するには、国の関与を可能な限り縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要である。
今年の提案についても、地方創生の推進に必要な事項を広く対象とするとともに、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる手挙げ方式を十分活用するなど、その実現可能性をより一層高める必要がある。
特に、提案募集方式は、内閣府との事前相談を通してより具体的な提案が提出されている。提案の実現に際しては、いかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこととすべきである。

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する 新たな交付金制度の創設について

提案・要望事項

【内閣府、財務省、国土交通省】

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進するため、平成27年度に県が単独費により創設した「土砂災害危険住宅移転促進事業」は、初年度に7件、平成28年度は10件の移転が決定し、移転による住民の安全・安心の確保に加え、老人の独り暮らしの解消や空き家対策など、地方が抱えている課題解消につながる効果も現れた。また、熊本地震後は防災意識の高まりから、被災の大きかった地域の住民からの問い合わせが相次いでいる。

今後、さらに、安全な地域への移転を促進し、また、地方創生につなげていくため、移転経費の実費補助等、住宅の移転等に関する新たな交付金制度を創設していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 熊本県内には土砂災害警戒区域（推計値）が約20,920区域（全国約65万1千区域）あり、平成17年度から「土砂災害防止法」に基づき土砂災害警戒区域等の指定を行っている。

本県における平成29年度3月末現在の指定率は約94%（H29.3月末時点19,626区域）と全国平均の約72%を上回っている。本県としては、災害に強く、安全・安心なまちづくりを進めるためにも、早期に区域指定の完了を目指し、取り組んでいる。

- 2 土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転を促進するため、国の支援制度（がけ地近接等危険住宅移転事業）が構築されているものの、主な補助が住宅建設費等の借入金利子に対するものであることから、平成21年度から26年度まで活用されていなかった。（H27年度4件、H28年度3件）

- 3 県では、平成27年度に県単独費による「土砂災害危険住宅移転促進事業」を創設したところ、平成27年度に7件、28年度に10件の移転が決定。平成28年度は、熊本地震の影響もあり106件の相談があるなど住民の関心も非常に高い。また、危険な地域から安全な地域への移転に加え、子供夫婦との同居や、空き家を購入し移転した事例など、地方が抱えている課題解消につながる効果も現れた。

安全な地域への移転は、その地域への定住、活性化、地方創生につながることから、今後、より多くの住民の移転を促進するため、移転経費の実費に対する補助を行う等、住宅の移転等に関する新たな交付金制度を創設していただきたい。

【参考】

○土砂災害警戒区域等指定状況

H29.3月末

最終指定区域数 (推計値)	指定済区域数		指定率
	警戒区域	(うち特別警戒区域)	
20,920	19,626	(18,256)	93.8%

治安基盤の整備充実について

【総務省、警察庁】

提案・要望事項

- 1 安全で安心して暮らせる熊本の実現のため、警察官の増員による人的基盤の充実を図っていただきたい。
- 2 社会情勢や警察事象の変化に対応するため、必要な物的基盤の整備充実を図っていただきたい。

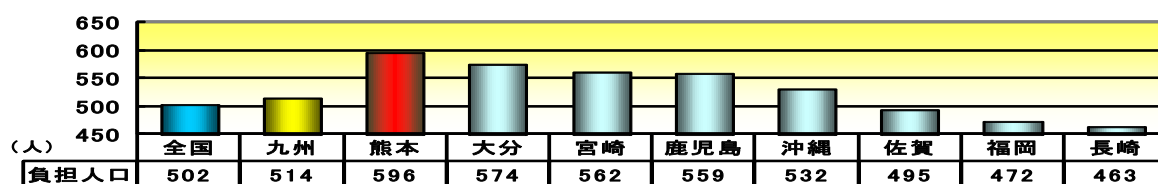
【現状・課題等】

1 本県の治安情勢は、児童虐待事案、DV・ストーカー事案等の人身安全関連事案が高い水準で推移するとともに、交通事故死者に占める高齢者の割合が5年連続して5割以上、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害者に占める高齢者の割合が約8割を占めるなど、依然として厳しい情勢にある。さらに、平成28年熊本地震による交通流の変化や復旧工事に伴う交通量の増大等により、交通の安全と円滑に影響が生じているとともに、仮設住宅等への入居など住環境が一変する中、地域防災力が低下し、各種トラブルや震災に便乗した犯罪等の発生も危惧される。また、本県では、世界とつながる新たな熊本の創造を目指しており、2019年のラグビーワールドカップ等国際スポーツ大会の熊本開催等を始め、海外からの交流人口や物流の増大に伴う犯罪の広域化・グローバル化が一層加速することが懸念される所である。

このような中、本県においては、本年度15人の警察官の増員が認められたものの、いまだ警察官一人当たりの負担人口（596人）は九州内で最も高く、全国平均の502人はもとより九州各県平均の514人を大幅に上回っている状況は改善されていない。

安全で安心して暮らせる熊本の実現のためには、熊本地震に伴う被災地等のパトロール活動や仮設住宅等における訪問活動の強化による犯罪抑止、復興事業に絡む犯罪の取締りなど、新たな課題に既存の人員をシフトして即応しつつ、増加傾向にある人身安全関連事案や特殊詐欺等への迅速・的確な対応、災害・テロ等緊急事態対処能力の強化など、治安情勢の変化に対処した治安対策の一層の強化が必要であり、警察官の増員による人的基盤の充実が急務である。

九州各県の警察官1人当たりの負担人口（※平成29年4月1日現在の警察官の政令定数に基づく）



注：地方警務官を除く、外国人住民を含んだ人口負担率として換算

2 社会情勢、治安情勢等の変化に対応しつつ、良好な治安を確保するためには、災害発生時等における警察活動の拠点となる警察施設の耐災性、機能性を踏まえた整備促進、警察活動を支える警察装備等の増強、交通事故から県民を守り、円滑な交通社会を実現するための社会資本重点整備計画に基づく交通安全施設等整備事業等の効果的な推進など、物的基盤の整備充実が急務である。

○ 警察装備等の整備充実

警察施設の整備、警察車両の増強、大規模災害発生時における対策資機材等の増強・整備

○ 特定交通安全施設等整備事業の推進

社会資本整備重点計画に基づく事業の実施、交通情報提供インフラの整備、災害に強い交通安全施設等の整備

貧困の連鎖を教育で断ち切る支援策について

【厚生労働省】

提案・要望事項

生活困窮者自立支援法で自治体の任意事業とされた生活困窮世帯等の子供に対する学習支援を行う事業について、国が4分の3を負担する必須事業としていただきたい。

【現状・課題等】

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯等の子供が希望する高校、大学等に進学し、夢を実現できるよう支援することが重要である。

平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮世帯等の子供に対する塾などの学習支援を行う事業は国庫負担2分の1の任意事業であり、自治体が2分の1を負担する必要がある。

生活困窮からの脱却に果たす教育の重要性に鑑み、この事業の拡充を図るため、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業と同様に、国庫負担4分の3の必須事業として位置づける必要がある。

【参考：本県の取組み】

○生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習援助事業」 補助率1/2

- ・平成29年度 事業費 31,457千円
- ・平成28年度 支援実績 220名（生活保護受給家庭及び生活困窮家庭の児童生徒）
- ・平成28年度 生活保護家庭の子どもの数 約690名

一億総活躍社会実現のための就職支援対策の充実について

【厚生労働省】

提案・要望事項

働く意思はあっても就職が困難な人（若年無業者、障がい者、難病患者、ひきこもりホームレス、出所者等）の就職支援や高齢者の就業機会の確保について、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

- 1 若年無業者、障がい者に対し、身近な地域で必要な支援ができるよう、支援拠点の充実と安定した運営費の確保
- 2 高齢者が生涯現役で生きがいを持って働き続けることができるよう、高齢者の就労意欲や能力に応じた職業紹介等、都道府県等の独自の取組みに対する支援

【現状・課題等】

1 就職が困難な若年無業者及び障がい者の就労支援について

(1) 若年無業者（ニート）の就労支援について

若年無業者の就労支援については、若者自立支援事業において、若年無業者等に対する職業的自立支援拠点として厚生労働省が「地域若者サポートステーション」を設置し、就職支援、就職後の定着支援やキャリアアップ支援等を行い、県は臨床心理士による心理カウンセリングや社会人としての基礎的能力向上を目的とした各種講座を実施している。

本県での業務について、国は県内の支援対象地域を3地域（県央地域・天草地域、県北地域、県南地域）とし3団体に委託しているが、限られた予算・人員の中、遠方の地域までは十分な支援ができず、県下全域に対し平等なサービスの提供は困難である。県内各地域のハローワークでの取組みを強化する等、各地域の実情に応じた支援拠点の充実を図る必要がある。

(2) 障がい者の就労支援について

障害者総合支援事業補助金を活用し、障がい者の就業等を支援するため障害者就業・生活支援センターを設置（指定）しているが、障害者納付金制度に係る対象事業主の拡大（H27～）及び精神障がい者の雇用を義務付ける法定雇用率引き上げ（H30～）等、今後、同センターの利用者及び支援対象者は増えると見込まれ、障がい者への就労支援は益々重要となる。

しかしながら、同センター運営に対する国の補助金は平成27年以降据え置かれたままになっており、安定した運営を図るため所要額の確保が必要である。

2 高齢者の中には、生涯現役で働き続けることを望む者も多く、生産年齢人口が減少する中、このような高齢者が生涯現役で仕事を続けることは、一億総活躍社会の実現に向けた重要な課題である。

一方、企業側の高齢者に係る求人は少なく、高齢者の就労を取り巻く環境は厳しい状況である。これらのことから、高齢者の就労意欲や能力に応じ、パートタイム的なものから正規雇用まで多様な働き方ができるよう、高齢者の就労のための環境整備や職業紹介の場を増やすなど、都道府県や市町村の自主的な取組みが必要である。

生涯現役社会の実現に向けた国の取組みは、事業主やシルバー人材センターへの支援が中心であり、都道府県や市町村が、高齢者の多様な就労ニーズに一層機動的に対応できるよう支援の充実が必要である。

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進について

【環境省、経済産業省】

提案・要望事項

平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において水俣条約が採択された。本県は「水銀フリー熊本宣言」の実現に向け、検討会の開催、情報発信、専門家の育成等、積極的に取り組んできた。

今後も本県は、全国に先駆けて取り組むが、国においても、水銀フリーの取組みが全国的に広がり、「水銀フリー社会」が、より早期に実現するよう、次の施策を推進していただきたい。

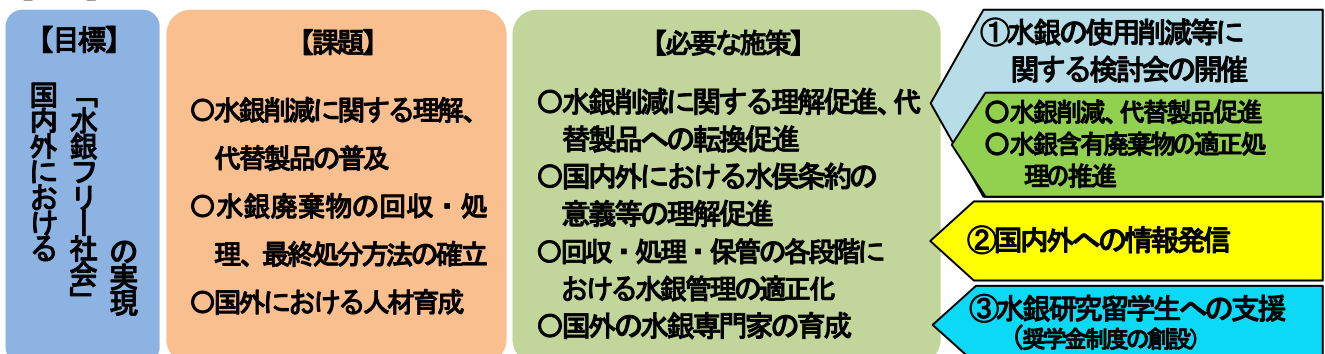
- 1 水俣条約の発効後に水銀の国際貿易が原則禁止されることを踏まえ、国内における水銀廃棄物の回収・処理に関する基準を明確化し、スキームを構築するとともに、その後の最終処分について、具体的方策を検討し、「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」等において提示していただきたい。
- 2 水銀削減の必要性の理解促進、水銀含有製品の使用削減や代替製品への転換促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外に情報発信を行っていただきたい。
- 3 「水銀フリー社会」の実現に向けて取り組む地方公共団体の動きが加速化するよう技術的・財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 水俣病を経験した熊本県は、「水銀に関する水俣条約外交会議」において、知事が行った「水銀フリー熊本宣言」を踏まえ、水銀をできる限り使わない「水銀フリー社会」の実現に向けて先導的に取り組んでいる。
- 国内外における「水銀フリー社会」の実現を効果的かつ強力に推進するためには、水銀廃棄物の回収・処理スキームの構築やその後の最終処分のあり方を検討するとともに、国内外に向けた情報発信を行う必要があり、国による積極的な取組みが不可欠である。
- さらに、水銀含有廃棄物の回収、国内外への情報発信など、「水銀フリー社会」実現に向け、先導的に事業に取り組む地方公共団体への技術的・財政的支援をお願いしたい。

【参考】水銀フリーに関する取組み等

【熊本県の取組み】



様々な人権問題の解決に向けた施策の推進について

【法務省】

提案・要望事項

国民一人ひとりの人権意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題を早期に解決するため、以下のとおり、なお一層の人権施策の推進を図っていただきたい。

- 1 人権侵害による被害者の救済が図られるよう、実効性のある人権救済制度を早期に確立していただきたい。
- 2 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、また「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発に関する施策の充実強化を図っていただきたい。
- 3 地方自治体において人権教育・啓発への取組みを着実に進めるために必要な予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 人権侵害による被害者の救済については、県においても、その一助となるよう、人権に関する各種の相談事業を実施している状況である。しかしながら、インターネットを利用した差別的な情報の流布や、同和地区の地名を一覧にした書籍の発行など、様々な人権に係る不当な差別その他の人権侵害事案に対応するためには、実効性のある人権救済制度が早急に確立される必要がある。
- 2 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決は、人が人として生きるための社会全体の課題であり、国としてマスメディアを活用した啓発活動や人材育成など更なる施策の充実強化に取り組む必要がある。
- 3 県及び県内市町村においては、「熊本県人権教育・啓発基本計画」及び各市町村基本計画を策定し、同計画に基づいて人権教育・啓発に係る施策を展開している。今後とも、県民の更なる人権意識の高揚に向けて、地域における人権教育・啓発に関する施策のより一層の充実強化を図る必要がある、そのための予算を確保する必要がある。

女性の社会参画の加速化について

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

提案・要望事項

女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず、力を発揮できる社会づくりが必要である。

また、女性の社会参画の加速化は、人口減少などに伴う労働力不足を補うだけでなく、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力にもつながるものである。

女性の活躍促進には、安心して子供を育てられる環境づくりなど、その地域の実情に応じた様々な取り組みが必要であるため、国の積極的な取り組みに加え、新たな基金の創設等、地域が必要とする取り組みを幅広く、継続的に支援する制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県では、県内における事業所の管理職（係長相当職以上）に占める女性の割合の目標を30%と掲げ、各種取り組みを推進している。
- しかしながら、女性の社会参画を加速化していくためには、①男女の固定的役割分担意識の解消、②出産・育児が不利にならない女性の労働環境の整備、③女性の役員・管理職への登用促進などの課題に対する一層の取り組みが必要である。
- こうした状況から、平成26年8月、産学官連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を発足し、平成27年2月には、都道府県としては初めてとなる「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定し、男女が共に働きやすい環境整備などの施策・事業を進めている。また、平成27年9月に施行された女性活躍推進法に基づく「熊本県女性の活躍推進計画」を平成28年3月に策定し、さらなる女性の活躍に向け取り組んでいるので、継続的な国の財政支援をお願いしたい。
- 女性が輝き、力を発揮できる社会づくりを進めるためには、企業や働く男性及び女性の意識改革を促すとともに、働く環境を改善することが重要であり、これは、地方だけではなく全国的な取り組みが必要であることから、国において、現在の社会構造に見合った税・年金制度の構築や継続的に支援する制度の創設など、積極的に取り組んでいただきたい。

【取り組みイメージ】

企業を変える取り組み

- ・従業員のワークライフバランス(長時間労働の是正等)を重視
- ・女性の採用、管理職登用促進

女性・男性の意識を変える取り組み

- ・女性: キャリア意識の向上
- ・男性: 働き方、家庭への関わり

社会環境を変える取り組み

- ・子供を安心して育てる環境
- ・多様な担い手による子育て支援

社会を変える！

夢を叶える教育の推進に向けた環境整備について

【総務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 「通級による指導」や外国人児童生徒等教育、初任者研修体制の充実のため、10年間で加配定数の約3割を基礎定数化するとされたものの、教職員定数の中期見通しの策定には至っていないことから、その策定と確実な推進により、長期的な定数改善をお願いしたい。
また、少人数指導に係る加配である「指導方法工夫改善加配」については、特別支援教育の充実や複式学級を有する学校への支援のための加配とともに、きめ細かな指導の充実のため、更なる拡充をお願いしたい。
- 2 被災した児童生徒の心のケアや、いじめ等の未然防止及び解消に向け、学校等のニーズが高い「スクールカウンセラー等活用事業」とともに、児童生徒の家庭環境改善に向け、今後、ニーズが高まる「スクールソーシャルワーカー活用事業」についても、本県の実情に応じた財源の確保を引き続きお願いしたい。
- 3 現在、発達障がい等の特別な支援が必要な幼児児童生徒が通常の学級でも学んでいる。幼児児童生徒の学びを支援するために、小中学校及び高等学校等に配置している「特別支援教育支援員」の配置に係る財源の確保及び拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 平成29年度の概算要求では、「経済・財政再生計画」を踏まえ、今後の教職員定数の見通しとしての平成29～38年度までの10ヶ年構想を示した上で、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、教育課程に対応する「次世代の学校」の創生に必要な教職員の配置充実や資質能力向上を図ることとされており、閣議決定においても10年間で加配定数の約3割を基礎定数化し、「通級による指導」や外国人児童生徒等教育、初任者研修体制の充実を図るとされた。

一方で、基礎定数化により小規模校では当該児童生徒数が基準を満たさず、定数がつかない可能性があり、県全体として配置数が減少することも考えられる。

また、本県では、小学校3年生以上については、「指導方法工夫改善加配」を活用した指導を行うとともに、複式学級を含む小規模校を多数有し、特別支援学級の学級数が年々増加している。

このため、教職員の増を望む声が上がっており、さらに充実した指導ができるよう「指導方法工夫改善加配」の拡充と、複式学級及び特別支援学級の学級編制の標準の引下げが必要である。

【参考】特別支援学級数の推移（単位：クラス）

	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	761	792	836	885	905
中学校	319	338	352	374	387
合計	1080	1130	1188	1259	1292

- 2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置は、いじめ・不登校等の未然防止及び解消に顕著な効果があり、「いじめ防止対策推進法」等の施行後は、いじめの防止等や家庭環境の改善に関わる心理・福祉の専門家のニーズが高まっている。さらに、熊本地震で被災した児童生徒の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も喫緊の課題であることから、「スクールカウンセラー等活用事業」とともに「スクールソーシャルワーカー活用事業」についても規模を拡大する必要がある。

そのため、本県事業の円滑な実施へ向け十分な予算を引き続き確保していただきたい。

【参考】補助金の推移（年度当初）

（単位：千円）

	スクールカウンセラー補助金				スクールソーシャルワーカー補助金			
	申請額	内示額	補充額	内示率	申請額	内示額	補充額	内示率
H 2 5	19,438	11,682	7,756	60.1%	25,876	19,407	6,469	75.0%
H 2 6	23,110	22,195	915	96.0%	25,753	20,377	5,376	79.1%
H 2 7	27,185	27,185	0	100%	29,592	20,377	9,215	68.9%
H 2 8	32,178	32,178	0	100%	29,070	20,377	0※1	70.1%
H 2 9	35,134	35,134	/	100%	29,798	22,438	/	75.3%
※2	56,988	56,988		100%	4,220	3,177		75.3%

※1 H28内示額変更があり補充額0 ※2 H29は上段通常配置分、下段地震対応配置分

- 3 小中学校の通常の学級に在籍し、知的発達に遅れはないが学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%であり、40人学級の場合、1学級に2～3人程度在籍する可能性がある。（平成24年文部科学省：「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」）

このような小中学校や高等学校に在籍する特別な支援の必要な児童生徒に支援を行うため、市町村や県では、「特別支援教育支援員」を配置している。

本県でも、下の表のように発達障がいのある児童生徒が急増しており、きめ細かな支援を行うためには、特別支援教育支援員の増員が必要である。特別支援教育の充実のために、十分な予算の確保及び拡充をお願いしたい。

【参考】学校が把握している発達障がいの診断を受けている児童生徒数（単位：人）

	平成21年度		平成28年度
小学校（人）	1,584		3,821
中学校（人）	497		1,628
高等学校（人）	80		374
合計	2,161		5,823

※

公立学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援について

【総務省、財務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 公立学校施設の整備に係る各種事業について、各設置者が、計画どおりに事業を進めることができるよう、十分な予算措置をお願いしたい。
併せて、熊本地震の復旧・復興事業に対しての支援をお願いしたい。
- 2 公立学校施設の新増改築に係る負担率等の拡充や人口急増地域における地方財政支援措置の充実をお願いしたい。
- 3 平成 30 年度に実習船「熊本丸」の代船建造の完成を計画しているため、学校施設環境改善交付金の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 文部科学省では、公立学校施設整備費として、一般会計と併せて復興特別会計予算も計上されていたが、平成 28 年度からは復興特別会計が廃止されたことから、予算額が減少している。
県内各市町村において安全・安心かつ快適で特色ある教育環境を確保するための改築事業、耐震補強事業、大規模改造事業、空調設置事業等各種事業が計画されているが、特に交付金事業については、市町村が計画している事業が円滑に実施できるよう、十分な予算措置をお願いしたい。
併せて、熊本地震により被害を受けた学校施設の復旧・復興事業に対し、全面的な財政支援をお願いしたい。
- 2 本県の熊本市、合志市及び菊陽町等においては、児童生徒数の増加に伴う学校施設の新増改築が急務となっている。新増改築には多額の経費を要することから、地方公共団体の厳しい財政運営を踏まえ、学校施設の新増改築に係る国の負担率の拡充や人口急増地域における地方財政支援措置の充実が必要である。
- 3 本県では、熊本復旧・復興 4 カ年戦略において職業教育等の充実を掲げ高度で専門的な知識や技能の習得を目指している。また、産業を支える人材の確保と若者の地元定着のためにも水産業の次世代を担う人材の育成は必要である。
本県の実習船「熊本丸」は、建造以来 19 年目を迎えており、文部科学省が代船建造の目安としている 12 年を既に越えている。
現在、新たな実習船の建造に向けて、同規模の実習船（485 トンのトロール船）を、平成 29 年度及び 30 年度に建造したいと考えている。
本県の新たな実習船の建造額は約 22 億円であり、平成 29 年度の交付金は約 1 億 1,300 万円の予算を確保していただいている。

建造予定県と交付金の申請時期（H27～H30）

なお、平成 29 年度から平成 30 年度までの間に、本県と同時期に建造した実習船が建造から 20 年を迎え、毎年度複数の団体が代船建造を計画している状況にあり、年間 9 億円程度の交付金が必要となることが見込まれている。

確実な計画の実施に向けて、平成 30 年度の学校施設環境改善交付金の確保をお願いしたい。

道県名	建造費 (百万円)	H27	H28	H29	H30
茨城	1,320	○			
北海道	2,000	○	○		
神奈川	2,000		○	○	
福島	1,800		○	○	
熊本	2,220			○	○
新潟	1,200			○	○
香川・大分	1,900			○	○

安心して私立学校に通える教育環境の実現について

【総務省、財務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保と保護者の経済的負担軽減のため、私学助成の一層の充実強化を図るとともに、必要な財政支援を行っていただきたい。
- 2 非構造部材も含め、公立学校施設に比べ進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、耐震改築及び補強事業に対する補助について、当初予算において必要な予算を確保していただきたい。

また、県が行う私立高等学校施設の耐震化補助については、私立幼稚園施設と同様に、指定避難所以外の施設についても緊急防災・減災事業債の対象にするとともに、元利償還に対する交付税措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 本県では、高校生の約36%、幼稚園児の約80%が私立学校で学んでおり、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしている。こうした中、各学校は、多様なニーズに対応する一方、少子化に伴う生徒数・園児数の減少により、私立学校の経営は厳しい状況にあるが、今般の熊本地震により経営の更なる悪化が懸念されている。

県としても、国の高等学校等就学支援金制度及び奨学のための給付金に加え県の授業料等減免補助により、保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいるところであるが、依然として、保護者の経済的負担は公私間で格差が大きい。

- 2 国は、この度、平成28年度までの時限措置だった耐震改築事業への補助制度を平成30年度まで延長し、耐震改築事業の財源として、平成28年度補正予算と平成29年度当初予算の合計で350億円が確保されているが、そのうち301億円が補正予算によるものであり、計画的な補助制度の活用が難しい。

また、私立幼稚園の耐震化事業については、指定避難所となっていない施設でも、地方公共団体が独自に助成する場合、緊急防災・減災事業債の対象となり、その元利償還に70%の交付税措置が行われるが、指定避難所以外の私立高等学校の耐震化事業については、一般単独事業債の対象となるものの、交付税措置はない。

今般の熊本地震では指定避難所以外の多くの学校施設が避難所として利用されたが、耐震化が済んでいない校舎の被害が大きく、改めて耐震化の重要性が認識されたところである。特に災害時の避難所としての機能が求められる体育館において天井や壁、窓などが落下するなど、非構造部材の耐震対策の重要性が改めてクローズアップされた。

平成24年度から県単独の補助事業により耐震化を促進しているが、耐震改築及び補強には多額の費用が必要であり、国の財政支援が不可欠である。

熊本県の学校の耐震化率 (H28. 4. 1 確定値)

区分	公立学校	私立学校
幼稚園	100.0%	87.9%
小中学校	99.8%	100.0%
高等学校	99.0%	77.8%
計	99.6%	82.7%

特別支援学校の教育環境整備について

【文部科学省】

提案・要望事項

特別支援学校の教室不足の解消に向けて、新たな特別支援学校（「東部支援学校（仮称）」並びに「県南高等支援学校（仮称）」）の整備等を行うため、学校施設環境改善交付金の十分な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

本県においては、文部科学省の平成28年度公立特別支援学校の教室不足数調査で、全国で7番目に多い171教室が不足している状況にある。これまで教室不足や過密状況を解消することを喫緊の課題として、平成23年5月に「県立特別支援学校整備計画」を策定し、新たな学習の場を整備しているが、今後、特別支援学校在籍者数の増加に伴い、ますます教室不足が深刻になると見込んでいる。

こうしたことから、教室不足への対応を図るために、県では「熊本かがやきの森支援学校」の新設のほか、廃校や余裕教室等を活用した分教室を5か所設置するとともに、平成27年3月に「県立特別支援学校整備計画」第1次実施計画を策定し、増加する高等部希望生徒の受入れのため、高等部に特化した「東部支援学校（仮称）」（平成31年度開校予定）並びに「県南高等支援学校（仮称）」（平成33年度開校予定）の整備等を行うこととしている。

このため、今後の本県の事業実施において、多額の費用が見込まれるので、学校施設環境改善交付金の十分な予算を引き続き確保いただきたい。

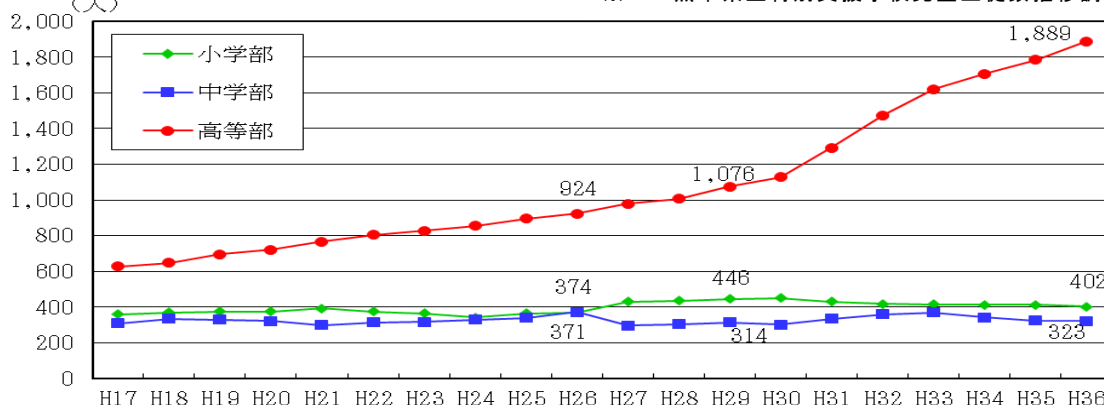
H28 公立特別支援学校の教室不足数調査結果について

平成28年10月1日現在

都道府県名	教室不足数										
	H24.10.1現在	順位	H25.10.1現在	順位	H26.10.1現在	順位	H27.10.1現在	順位	H28.10.1現在	順位	H27→H28の増減
神奈川県	312	3	293	2	337	1	304	1	256	1	▲48
東京都	302	4	262	3	255	4	259	2	245	2	▲14
埼玉県	332	2	192	6	208	6	217	4	232	3	15
愛知県	203	6	253	4	277	3	242	3	224	4	▲18
静岡県	271	5	249	5	254	5	184	6	214	5	30
千葉県	334	1	298	1	298	2	204	5	192	6	▲12
熊本県	177	7	183	7	183	7	171	7	171	7	0
茨城県	149	8	163	8	178	8	154	8	142	8	▲12
兵庫県	129	10	160	9	124	9	105	9	133	9	28
福岡県	139	9	156	10	92	10	103	10	130	10	27

熊本県の特別支援学校在籍者数の今後の推移予測

※H27 熊本県立特別支援学校児童生徒数推移調



障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実について

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

提案・要望事項

本県では、障がいのある人が地域でいきいきと自分らしく暮らせるよう、就労や活動のステージづくりを進めている。障がいのある人やその家族が安心して暮らせる社会を実現するため、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

1 障がい者やその家族に対する支援

- ① 発達障がい専門医の育成施策の充実及び診療報酬体系の見直し
- ② 学校（校外活動含む）等へのヘルパーや看護師等の派遣が可能となるよう制度の見直し
- ③ 障がい福祉サービスにおける重度訪問介護の報酬単価の増額

2 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組みへの支援

- ① 障がい者の就労支援に取り組む社会福祉法人が農地を確保する際の要件緩和
- ② 障がい者が就労する農業施設等のバリアフリー化のための施策の充実

3 障がい者のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

地域生活支援事業費補助金・地域生活支援促進事業費補助金、社会福祉施設等施設整備費補助金、精神保健費等国庫補助金について、事業実施に支障が生じないよう所要額の確保

【現状・課題等】

1 障がい者やその家族に対する支援

- ① 本県では、発達障がい児の診断・診療を行う医師が不足し、受診するまでに数か月の待ち時間を要している。このような状況を解決するために、医学部への専門講座の開設などによる専門医の育成施策の充実が必要である。また、小児科医等が発達障がい児を診断・診療する場合、成育歴の把握等に必要診療時間等が診療報酬に考慮されておらず、積極的に診断・診療しようとするインセンティブが弱い。小児科医等が心理士等の専門職と協働して行う、発達障がい児の診断・診療が促進されるような診療報酬体系に見直す必要がある。
- ② 学校等において重度障がい児が校外学習等に出かける場合や医療的ケアが必要な場合には保護者の付添いを求められ、保護者の負担となっている。この保護者の負担軽減を図るため、ヘルパーによる対応が可能な場合は、居宅介護・重度訪問介護が利用できるよう制度を見直す必要がある。
また、現行の医療保険制度では、小児訪問看護サービスが提供できる場所は居宅（自宅）に限られているが、医療的ケアが必要な児童が学校等に通う際に保護者の付き添い等を求められる場合がある。そのため、学校等においても訪問看護サービスを受けられるよう制度の見直しが必要である。併せて、現行の訪問看護・指導を実施した場合の乳幼児加算（3歳未満）、幼児加算（3歳以上6歳未満）を小児（18歳まで）まで拡大する必要がある。

③ 重度訪問介護を提供する事業者は特に不足しているが、重度訪問介護の報酬単価（例：身体介護 30～60分 1,830円）については、居宅介護の単価（同 3,880円）よりも低く設定されている。重度訪問介護を提供する事業者の増加を図るためには報酬単価の増額が必要である。

2 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組みへの支援

① 現行の農地法では、社会福祉法人の農地の借入れは認められているが、障がい者の就労支援を図るため、農地法上の借入れの下限面積の50アールについて要件緩和をお願いしたい。

また、障がい者が農業生産において活躍できるよう、社会福祉法人が農業に参入する場合は、農業従事日数の下限日数の年間150日についても要件緩和が必要である。

② 農業施設で働く障がい者が安心して就労することができるよう段差解消や休憩施設、トイレ等の整備といった施設のバリアフリー化が必要である。バリアフリー化については既に様々な補助金はあるが、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金がハウス等の農業施設を補助対象としていないなど、補助対象や補助要件が限定されており柔軟な対応ができないという課題があるため、助成制度の見直しや拡充が必要である。

3 障がい者のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

地域生活支援事業費補助金については、平成28年度の予算額が46,400百万円であり十分な予算措置とは言い難い。（本県への平成28年度配分額は約465百万円で、充当率は平均で80.00%）平成29年度の地域生活支援事業費補助金（454百万円）及び地域生活支援促進事業費補助金（34百万円）の合計額は48,800百万円と見かけ上は増額されているが、他の補助事業が統合されたり、事業メニューの追加があるため、引き続き不足が見込まれる。事業実施に支障が生じないよう所要額の確保が必要である。

また、障がい者福祉施設については、施設の老朽化や利用者の高齢化・重度化に伴う改築等のほか、共同生活援助や日中活動系事業所の創設など地域生活移行の受け皿となる施設整備の要望が年々増加している。一方、平成26年度以降、耐震化整備についても社会福祉施設等施設整備費補助金により対応することとなっているが、所要額に対する配分が十分ではないため、耐震化整備以外の必要な施設整備ができていない状況にある。このため、障がい者が安心して生活できる環境を整備するため、所要額の確保が必要である。

さらに、精神保健費等国庫補助金（精神科救急医療体制整備事業）については、平成27年度から国の予算額が大幅に減額（前年度▲5億6千万円）されたことに伴い、本県の申請額に対して大きく減額調整（平成27年度▲25.9%、平成28年度▲16.6%）のうえ交付決定が行われたことにより、関係団体への委託により実施する事業の実施（委託契約の締結等）に大きな支障が生じている。

平成29年度当初予算において1億5千万円の増となっているが、平成29年度も交付決定額の減額調整が行われる見込みである。事業実施に支障が生じないよう所要額の確保が必要である。

長寿で安心して暮らせる施策の充実について

【厚生労働省、警察庁、国土交通省】

提案・要望事項

本県では、医療や介護が必要になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、長寿を楽しむ社会づくりを進めており、これらの取組みを更に進め、深めるため、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

- 1 地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護サービス提供体制の充実に対する支援
 - ① 地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保及び運用に関する制度の見直し
 - ② 医師の地域偏在の改善に関する施策の充実
 - ③ 介護従事者等の処遇改善に関する施策の充実
 - ④ 中山間地域等での在宅医療・在宅サービスの提供医療機関・事業所に対する設備整備や運営経費への支援や医療・介護従事者の人件費に上乘せする手当の創設
 - ⑤ 地域密着型サービス事業所の整備に関する施策の充実
 - ⑥ 地域包括ケアシステムに関する地域の実情に応じた市町村支援策の強化のための財源確保
- 2 認知症施策の更なる充実
 - ① 若年性認知症者の受入れ事業所の拡大に向けた支援制度の創設
 - ② 認知症情報連携ツールの普及促進のための財源確保
 - ③ 改正道路交通法に伴う認知症高齢者等への施策の充実及びそのための財源確保
- 3 国民健康保険制度改革により保険料水準が上昇する市町村に対する激変緩和措置の更なる拡充

【現状・課題等】

- 1 地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護サービス提供体制の充実に対する支援
 - ① 地域医療介護総合確保基金について、平成30年度以降も都道府県計画等に基づく医療従事者等の確保、施設整備等に支障がないよう所要額を確保するとともに、国庫事業からの財源振替は慎重に行うことが必要である。

特に、介護施設等整備分については、次期介護保険事業支援計画に基づく施設整備数の増加や、地域医療構想を踏まえた介護療養型医療施設等の転換促進等が見込まれるため、少なくともこれらの基盤整備等に対応可能な基金所要額の確保が必要である。

また、医療分については、地域医療構想の達成のためには、現在、国が重点配分することとしている「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」のみならず、在宅医療の充実や医療従事者の確保のための事業が必要不可欠であること、また、平成29年度から国が設定した標準事業例及び標準単価に該当しない事業であっても地域の実情を踏まえた取組が必要であることから、都道府県の実情に応じて、より積極的かつ柔軟に活用できる仕組みとすること。
 - ② 本県では、医師数は増加傾向にあるが、その6割が熊本医療圏に集中し、熊本、芦北を除く9医療圏では人口10万人当たり医師数（最少：上益城140.5人）で全国平均（233.6人）を下回るなど、医師の地域偏在及び地域での医師不足が解消されていない。

また、新専門医制度の開始に伴う地域偏在の助長が懸念されていることから、国において、初期臨床研修を終えた医師に対して、医師不足地域の医療機関に一定期間勤務することを義務付けるなどの法的な対応を講じる必要がある。
 - ③ 県内高齢者の半数以上が要介護認定率の高い75歳以上となっており、介護人材の安定的な確保が求められているが、介護従事者等の離職率が高く、人材確保のための処遇改善が必要である。平成27年度介護報酬改定において介護職員処遇改善加算の充実（月15,000円相当→月27,000円相当）が図られたが、引き続き、質の高い人材の安定的な確保及び定着のため、介護従事者等の勤務環境等の向上に向けた処遇改善を講じる必要がある。また、軽費老人ホーム・ケアハウスの職員に対する処遇についても、給与面での改善を図るため、介護職員処遇改善加算と同等（1人当たり月27,000円相当）の措置を実施するための財源確保が必要である。

さらに、幅広い人材が介護の現場で働くことができるよう、元気な高齢者等を地域の介護施設等で受け入れる仕組みづくりや、外国人の就労環境整備としてEPAや技能実習制度に基づく受入れ体制の整備等が必要である。

- ④ 本県では、独自に中山間地域の訪問看護ステーションの強化支援や中山間地域における地域包括ケアシステム構築の支援を行っているが、中山間地域では採算性が悪く在宅医療を提供する医療機関や在宅サービスを提供する事業所の維持が困難である。そのため、中山間地域等での在宅医療・在宅サービスの提供医療機関・事業所に対する設備整備や運営経費への支援及び医療・介護従事者の人件費に上乗せする手当の創設が必要である。
- ⑤ 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護が必要になっても住み慣れた地域でできるだけ在宅生活を継続できるようにするため、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの普及が重要であるが、収支差や従事者不足の問題により、計画どおりの整備ができていないと言いき難い状況にある。
これらの地域密着型サービスの整備促進のため、地域医療介護総合確保基金による整備補助単価（小規模多機能型 30,000 千円/事業所）及び介護報酬の引上げが必要である。
- ⑥ 本県の要介護（要支援）認定率（20.3%）は全国平均（18.0%）を上回っており、今後も上昇傾向にあることから、自立支援型の地域包括ケアシステムの基盤強化に向けて、県独自で市町村に対し研修やアドバイザー派遣等様々な支援を行っている。しかしながら、介護予防に関する都道府県支援や民間サービスの充実を通じた自立支援策などについては、地域医療介護総合確保基金の対象とならず、地域の実情に応じた施策を展開するための財源が十分ではない。そのため、都道府県が市区町村や民間等に対し、地域の実情に応じた総合的な支援を行うための財源の確保をお願いしたい。

2 認知症施策の更なる拡充

- ① 県内には1,000人程度の若年性認知症者がいると推計しているが、介護事業所においては「職員配置が難しい」等の課題から受入れが進んでいない（受入れは100人程度のみ）。
受入れ事業所の拡大のため、若年性認知症者の利用者が一定人数以上かつ一定割合以上（例えば3人以上かつ20%以上など）となる事業所に対して、専従の介護職員の配置経費（1人当たり平均給与月額277千円）について助成するとともに、若年性認知症者の嗜好分析、プログラム調整、対応職員に対する個別の介護指導等に係る経費への支援が必要である。
- ② 認知症の症状に応じて適時・適切な医療や介護のサービスを提供していくためには、認知症の方本人やその家族、サービスを提供する医療や介護の様々な関係者の間で既往症や投薬等の情報を共有する必要がある。本県では平成24年度から情報連携ツール「火の国あんしん受診手帳」を開発し、情報の共有に取り組んできたが、この取組を普及させていくため、医療機関や介護事業所等が必要な情報を情報連携ツールにより提供することについて、診療報酬や介護報酬の対象とするとともに所要の財源措置が必要である。
- ③ 道路交通法の改正により、認知症のおそれがある第一分類の判定を受けた高齢者は認知症かどうかの診断を受けることとなる。第一分類と判定された方は全国に約5万人おり、免許の取り消しも大幅に増えることが想定されるため、制度の周知を行うとともに、認知症の方の安全・安心な暮らしのために、他の交通手段の確保等の省庁横断的な対策が必要である。
そのため、国において免許の取消処分を受けた認知症高齢者の代替交通手段の確保や買い物支援などの様々な対策を示すとともに、所要の財源措置を講じる必要がある。

3 国民健康保険制度改革により保険料水準が上昇する市町村に対する激変緩和措置の更なる拡充

平成30年度から都道府県が国保の財政運営を担い、市町村が、都道府県に対し、所得水準や医療費水準等に応じて納付金を負担する仕組みの導入により、一部の市町村においては、国保制度改革前と比較して、保険料水準が上昇することとなる。

国から示されている納付金算定のガイドラインにおいては、保険料水準の上昇を抑えるため、3つの激変緩和措置の仕組みが用意されているが、当該措置を講じても、なお保険料水準が上昇し、住民の理解が得られないことも想定される。

今般の国保制度改革を円滑に実施するため、更なる激変緩和措置を講じる必要がある。

熊本の未来を担う子供を安心して産み育てる施策の充実について

【内閣府、厚生労働省】

提案・要望事項

本県では、子供の健やかな育ちと子育てを支えるために、多子世帯への子育て支援や病児保育への支援などの取組みを行っている。少子化対策を進め、安心して子供を産み育てることのできる社会づくりを実現するために、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

1 子供の健やかな育ちと子育てに対する支援

- ① 多子世帯に対する保育料軽減措置のさらなる拡充
- ② 全国統一的な子供の医療費助成制度の創設
- ③ 元気な高齢者が地域子育て支援拠点等で活躍できる制度の創設

2 「子ども・子育て支援新制度」「ニッポン一億総活躍プラン」の実施のための財源確保 教育・保育施設や放課後児童クラブなどの量的拡充、職員の処遇改善や療育支援などの質の改善を行うための財源確保

【現状・課題等】

1 子供の健やかな育ちと子育てに対する支援

- ① 多子世帯を対象とした保育料の軽減措置は、平成 28 年度から年収約 360 万円未満相当の世帯について、多子の算定対象に係る年齢制限を撤廃し、第 2 子半額、第 3 子以降を無料と拡充された。

しかしながら、拡充範囲が年収約 360 万円未満相当の世帯に限定されており、また、対象となる施設に認可外保育施設が含まれていない。

少子化対策は喫緊の課題であることから、子育てにかかる経済的負担を少なくするために、年収に関わらず多子の算定対象に係る年齢制限の完全撤廃と認可外保育施設を含めるなど対象施設の拡大が必要である。

- ② 子供に対する医療費助成については、現状では各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているが、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じ、自治体によって子供が受けられる助成内容に差が生じることは望ましくないため、国において子供の医療費助成制度の創設が必要である。

- ③ 家庭や地域での子育て力の低下が進行する中、子育てに対する不安感や孤立感をもった子育て世帯が増加している一方で、地域には元気な高齢者が多数存在している。

そのため、保育所における入所児童処遇特別加算と同様の制度を地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等においても導入するなど、高齢者ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、児童へのきめ細かな処遇の実現を図ることが必要である。

2 「子ども・子育て支援新制度」「ニッポン一億総活躍プラン」の実施のための財源確保

「子ども・子育て支援新制度」の施行に当たり、教育・保育施設や放課後児童クラブ等の「量の拡充」と、保育士等の処遇改善、保育士の職員配置基準の改善などの「質の改善」との両方を実現するためには 1 兆円超の財源が必要とされている。本県においては、熊本地震の影響により需要が高まっているところであり、量の拡充に不可欠な人材確保のためにも、財源について、国において責任を持って確保することが必要である。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」の中で行うこととされている子育て支援の充実のための施策についても、国において責任を持って財源を確保し、実現していくことが必要である。

九州の主要都市をネットワーク化するための 九州の横軸をはじめとする道路ネットワークの整備促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

九州の各都市をネットワーク化することで、観光振興や雇用創出による活力ある地域の形成等のストック効果が見込まれるため、また、熊本地震における教訓を踏まえ広域防災拠点へのアクセス向上を図るため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

- 九州中央自動車道（小池高山～北中島間）の早期整備、（北中島～矢部間）の完成時期の公表及び早期整備
- 南九州西回り自動車道の早期整備
- 中九州横断道路の滝室坂道路等の早期整備と、熊本～大津間の早期事業化
- 有明海沿岸道路（Ⅱ期）の全線の地域高規格道路としての位置付けの明確化及び国直轄による事業化、特に大牟田市～長洲町間の早期事業化
- 熊本天草幹線道路「本渡道路」の早期整備に向けての所要額の確保、熊本宇土道路及び宇土道路の早期整備

併せて、地方創生を支える道路予算の安定的な総額確保について、特段の御配慮をお願いしたい。

また、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成 30 年度以降も現行制度を継続していただきたい。

【現状・課題等】

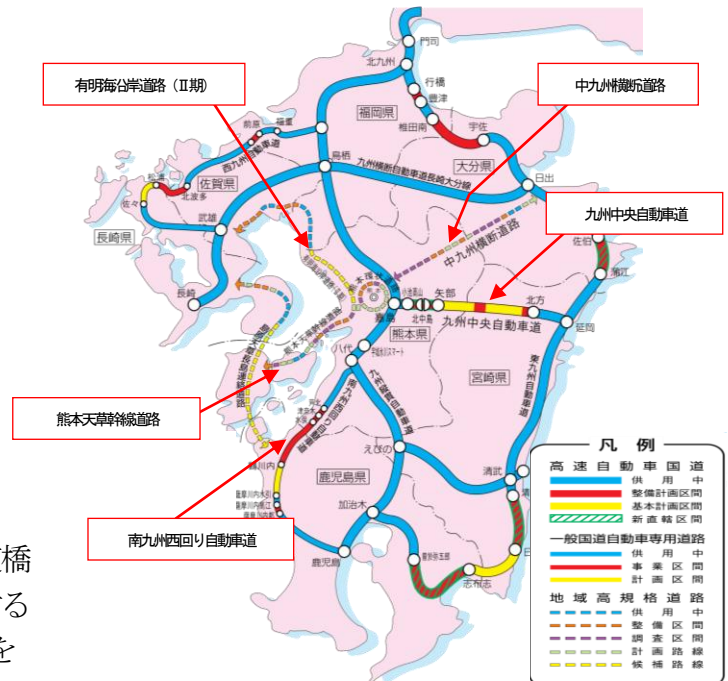
- 九州の各地域、拠点を道路ネットワークでつなぐことで、距離の制約を克服し、地域・拠点の広域的な連携が可能となる。

本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、‘すべての道はくまもとに通じる’という考えの下、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、対流（ヒト・モノ・情報）を促進するとともに、熊本地震における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるような整備等を進める必要がある。

また、熊本天草幹線道路は、陸上交通を国道橋 1 本に依存する天草地域の多重性確保に直結するため、「本渡道路」等の事業推進に必要な予算を確保する必要がある。

このため、予算の確保と事業を早期執行するための措置が必要である。

併せて、道路財特法による平成 29 年度までの時限措置である補助率等の嵩上げについては、引き続き措置が必要である。



熊本天草幹線道路 [本渡道路 (仮称: 第二天草瀬戸大橋)]
完成予想CG

天草地域における海上交通等の基盤づくりへの支援強化について

【国土交通省】

提案・要望事項

天草地域においては、近隣地域との交流基盤である海上交通が重要な役割を果たしているが、航路の維持確保等に対する支援が十分とは言えない状況にある。また、リダンダンシー確保の点からも、脆弱な天草地域へのアクセスを強化するための新たな交通基盤や交通網についての構想の具体的な検討も必要となっている。

今後予定されている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産への登録は、天草地域の振興・交流拡大を図る絶好の機会である。地元でも崎津集落をはじめ天草各地に色濃く残るキリスト教の歴史・文化遺産を活かした取組みや、天草・長崎キリスト教関連遺産周遊ルートの開発・強化を図るなど、県境を越えた広域連携への取組みを進めており、今後見込まれる交流人口の増加にも対応できるような海上交通を含めた天草地域のセーフティネットとしての代替路の確保を早急に進める必要がある。

そのため、特に、天草と長崎との間を結ぶ既存航路の確保・維持のための制度の拡充や機能向上、天草・長崎に点在するキリスト教関連遺産等をつなぐ魅力ある観光周遊ルートの設定等に対する新たな支援策の創設や交通基盤の整備等、地方創生のモデルとなる海上交通等の基盤づくりへの支援強化を図っていただきたい。

【現状・課題等】

- 半島振興地域に指定されている天草地域は、陸上交通網については宇土半島と国道266号で接続しているだけであり、それ以外の近隣地域との交流は海上交通に頼らざるを得ない状況である。
- そのような中、天草地域の海上交通は、少子高齢化による利用者の減少や運航経費等が負担となり、直近の10年で、11の航路が休止・廃止となっており、地域の発展を図る上でも、住民の生活にとって必要不可欠な交通手段としての航路維持が喫緊の課題となっている。
- 一方で、天草地域の観光資源であるキリスト教関連遺産については、世界文化遺産登録に向けて、長崎県等とともに引き続き手続きを進めているところである。しかし、その観光資源を活用するための海上交通などの交流基盤については、天草地域においては、十分ではないのが実状である。
- そこで、世界文化遺産登録を契機とした、天草地域の魅力ある周遊ルート設定に向けて取り組んでいくことが必要であり、さらに、長崎県等とも連携して「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」をトータルでカバーできる交流基盤を築くことが必要である。
- 現在、天草市が、海上交通により世界文化遺産を目指す構成資産を結ぶ周遊ルートとして、「崎津港～長崎港間」において、国の実証事業を活用した旅客船の就航を予定しており、地域の観光活性化及び航路活性化につなげるためにも、海上交通等の基盤づくりへの支援強化が必要である。

肥薩おれんじ鉄道に対する支援について

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地域住民の生活路線として重要な肥薩おれんじ鉄道の安全運行確保に必要な設備投資・整備費に対する支援制度の拡充及び予算枠の確保をお願いしたい。
- 2 肥薩おれんじ鉄道をはじめとする並行在来線に対する支援策として、次の新たな仕組みを構築していただきたい。
 - ① JRに対する新幹線施設の貸付料を財源とした並行在来線の運営費支援。
 - ② 赤字補填・運営費助成等の財政支援制度の創設と地元負担に対する地方財政措置。
- 3 安全で安定的な運行に必要なJRによる人的支援等の維持・拡充について、国からJRに対する働きかけを行っていただきたい。
- 4 肥薩おれんじ鉄道は、熊本・鹿児島両県を結ぶ観光・地域振興のツールでもあることから、WiFi環境の整備のほか、各種企画切符の販売や観光ルートの検討など、利用促進に加え沿線地域の活性化に資する事業への支援措置の拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 国による安全運行確保に対する支援については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（補助率1/3）があるが、施設の老朽化により、今後も多大な費用が見込まれるため、補助率アップ等の支援制度の拡充及び予算枠の確保をお願いしたい。

※車両・線路等に係る設備投資・整備費

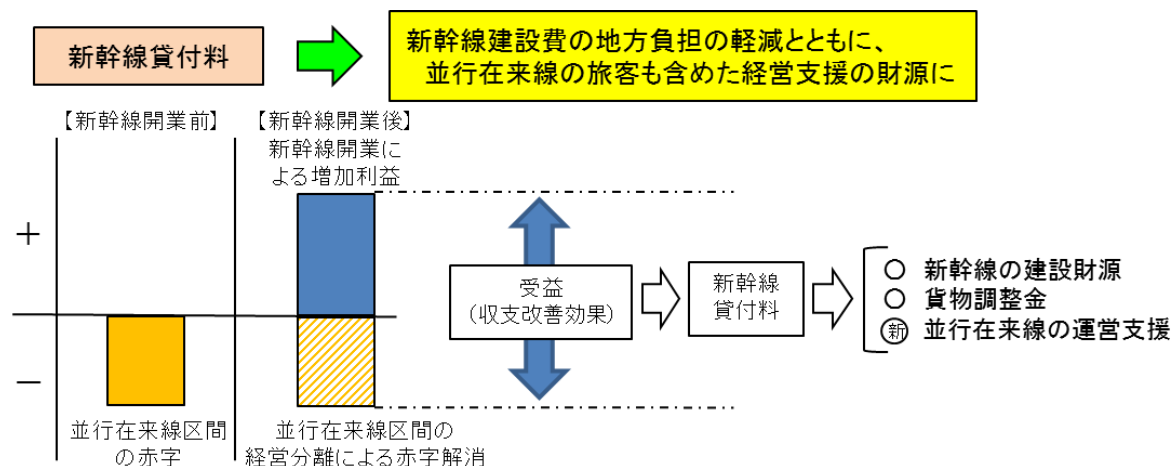
平成18年度：375百万円 → 平成27年度：827百万円

- 2 肥薩おれんじ鉄道については、沿線人口の減少等により、一層厳しい経営環境になることが見込まれており、関係自治体からの支援のみでは、将来にわたる維持存続が厳しい状況にある。

※経常損失

平成18年度：▲246百万円 → 平成27年度：▲612百万円

- ① JRに対する新幹線施設の貸付料は、新幹線の整備により生じるJRの受益を限度として課されており、当該受益には、新幹線の開業に伴い経営分離された並行在来線区間の赤字解消分が含まれていることから、当該貸付料の活用による支援制度の創設など、幅広い観点から肥薩おれんじ鉄道の経営安定に資する新たな仕組みを構築していただきたい。



- ② 地方自治体が並行在来線の維持のために赤字補填等の財政支援を行った場合、バス会社等に対して赤字補填等の財政支援を行った場合と同様、負担額の80%を特別交付税で措置する制度を創設いただきたい。

また、施設整備補助の財源となる地方債（一般単独事業債）については、交付税措置（現行30%）のかさ上げによる財政支援の拡充をお願いしたい。

【参考：熊本県及び鹿児島県の公的支援の状況】

- ・平成18年度～平成27年度（10年間）の両県支援額：17億6,700万円余
- ・平成27年度末時点の累積赤字額：14億2,100万円余（資本金15億6,000万円）

- 3 現在JR九州から、運輸部長、運転課長、総括指令長、運転指令長、検修課長、工務課長及び電気課長の職を担う人材の支援を受け、安全運行を確保している。肥薩おれんじ鉄道におけるプロパー職員の育成・確保が完了するまでの間、JR九州による人的支援の継続が不可欠な状況である。

また、乗り継ぎなどの点で利用者の利便性低下が生じないように、JRとの協力体制の維持・強化が必要である。

- 4 肥薩おれんじ鉄道においては、観光列車「おれんじ食堂」等を活用し、国内外の誘客を図るなど、収支改善のための取組みを行っている。沿線人口の減少等に加え、平成28年4月に発生した熊本地震の影響により厳しい経営環境が見込まれる中、利用促進の取組みを一層推進していく必要がある。

また、熊本県と鹿児島県が連携して、観光・地域振興等に取り組むことは、肥薩おれんじ鉄道の利用促進だけでなく、両県の沿線地域の活性化にも寄与するものである。

このため、国内外からの誘客や沿線地域の活性化にも繋がるWi-Fi環境の整備等の取組みや各種企画切符の販売や観光ルートの検討などに対して幅広い支援をお願いしたい。

地域公共交通（路線バス）の確保・維持に対する支援について

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地域住民に必要不可欠な生活交通手段であるバス路線の確保・維持に対する国庫補助について、必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金において、平成 30 年度から補助対象経費の上限額が引き下げられる予定であるが、地方の路線バスの実情に鑑み、現行補助制度・補助率の維持をお願いしたい。

【現状・課題等】

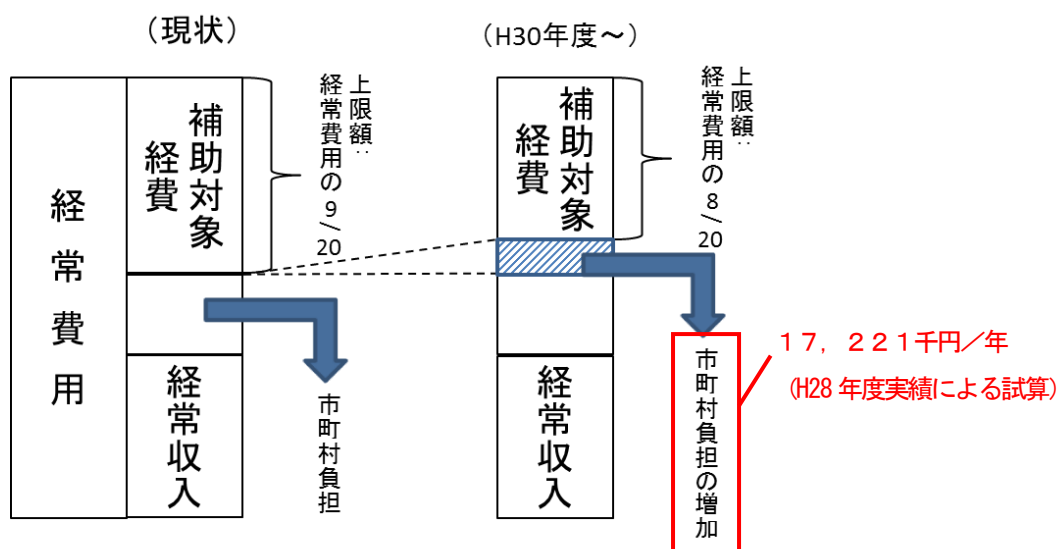
1 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金において、平成 28 年度の補助額内定時に、同補助金としては初めて、予算の範囲内で補助対象経費の額の調整（減額査定）を行う可能性が示唆された。結果的に減額査定は行われなかったものの、査定の有無は年度末の交付決定時まで明らかにならず、バス事業者としては不安定な状況で運行を継続せざるを得なかった。

また、平成 29 年度については平成 29 年 4 月 10 日現在、補助額の内定は通知されておらず（補助要綱上は平成 28 年 9 月 30 日までに通知すべきもの）、平成 30 年度以降は、補助額の内定自体を行わないこととする制度改正が行われる予定。

このような状況から、今後、全国の国庫補助申請額が予算額を上回る場合には、満額の補助金が交付されない事態が定常化する可能性があり、そうなればバス事業者や県・市町村の負担増加に繋がるとともに、結果として路線の縮小を招きかねない状況となる。

2 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金において、平成 30 年度以降、補助対象経費の上限額が引き下げられる予定（経常費用見込額の 9/20→8/20）。これは、近年の全国の補助対象系統における平均経常収支率が約 60%であるためとのことであるが、本県の補助対象系統の平均経常収支率は、平成 28 年度実績で約 51%と全国平均を大きく下回っている状況。

本県においては、補助対象経費がこの上限額を上回る場合、沿線市町村が残りの費用を負担しており、上限額の引き下げは、市町村の負担増加に繋がるとともに、結果として路線の縮小を招きかねない状況となる。



立野ダムの整備推進について

【国土交通省】

提案・要望事項

立野ダムについて、着実な整備を図っていただきたい。

【現状・課題等】

- 熊本市中心部を流れる白川は、「平成24年7月九州北部豪雨」により至る所で越水が発生するなど、これまでも度々洪水被害が発生している。治水安全度向上には、河川整備計画に位置付けられた立野ダム建設事業や白川河川改修事業の促進など総合的な治水対策の推進が必要である。
- 現在、白川では下流の直轄区間及び中流の県管理区間、更に上流支川の黒川において河川激甚災害対策特別緊急事業などに取り組んでいるところであり、立野ダムにおいては、本体着工の準備が進められている。
- こうした中、「平成28年熊本地震」により、阿蘇地域においては、大規模な斜面崩壊や多数の山腹崩壊が発生するなど甚大な被害を受けたところである。
- 地震後に、立野ダム建設に係る技術的な確認・評価を行うことを目的として、学識者等からなる「立野ダム建設に係る技術委員会」が設置され、「熊本地震後も立野ダムの建設に支障となる技術的な課題はなく、立野ダムの建設は技術的に十分可能であると考えられる。」等との結論が示されたことを受け、流域市町村も立野ダム建設事業の推進を要望していることから、立野ダムの着実な整備をお願いしたい。

【平成24年7月九州北部豪雨の浸水状況】



白川(県管理区間) :熊本市北区龍田1丁目



白川(県管理区間) :菊陽町津久礼

【水位低減効果(H24.7.12 水位推算)】



代継橋付近(国管理区間)



熊本市北区龍田陳内地区付近(県管理区間)

道路構造物の定期点検に係る財源の確保について

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

道路構造物の維持管理については、定期点検が義務付けされたところであるが、その費用の増加に伴う一般財源支出増により、地方財政への負担が大きくなっている。

このため、地方負担分の費用については、地方財政措置の拡充などにより確実に財源が確保できるようお願いしたい。

【現状・課題等】

高度経済成長期に建設された大量のインフラの老朽化対策は喫緊の課題であり、その維持管理についても、平成26年7月1日に道路法施行規則の一部を改正する省令が施行され、道路構造物等の定期点検が義務付けされたところである。

しかしながら、定期点検等に係る地方負担分については、地方債充当ができない状況にあり、一般財源による充当を行うことになるが、地方財政への負担が大きく、財政力の脆弱な地方公共団体においては、今後、点検業務の実施のみならず、他の地方行政業務も適正に執行することが困難な状況になると思われる。

このような状況を踏まえ、今後増加することが見込まれる定期点検業務に必要な社会資本整備総合交付金予算の確保とともに、地方負担分の費用については、地方交付税や起債（償還時に地方交付税措置）による地方財政措置の拡充などにより確実な財源確保が必要である。

熊本県 定期点検状況表

単位：(橋梁数：基 地方負担額：千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	計	年平均
定期点検橋梁数	387	846	824	804	760	3,621	724
地方負担額(想定)	40,635	88,830	86,520	84,420	79,800	380,205	76,041

熊本県 管内市町村 定期点検状況表

単位：(橋梁数：基 地方負担額：千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	計	年平均
定期点検橋梁数	634	2,321	3,005	3,073	3,747	12,780	2,556
地方負担額(想定)	72,150	268,140	354,615	362,400	440,310	1,497,615	299,523

※政令市(熊本市)は除く

【現状】

1,000千円当りの公共事業費(建設)の内訳【補助率0.6 起債充当率90%】

交付金補助額 600千円	起債充当 360千円	① 一般財源 40千円
--------------	------------	-------------

1,000千円当りの公共事業費(点検)の内訳【補助率0.6 起債充当なし】

交付金補助額 600千円	② 一般財源 400千円
--------------	--------------

白川水系の土砂流出に係る計画的かつ抜本的な対策の実施

提案・要望事項

【財務省、国土交通省】

熊本地震等による阿蘇地域の土砂災害は広範囲にわたり、かつ地震による地盤の緩みにより、今後、長期間にわたって白川上流域から大量の土砂流出等が続くと考えられ、白川中下流域では土砂堆積による河床上昇や流木による土砂・洪水氾濫リスクが高まるおそれがある。

このため、阿蘇地域における土砂災害の防止に必要な対策等についての国による調査を平成29年度から実施していただいているところである。

阿蘇地域における土砂等の流出による災害から人命、財産等を守るためには、今後、計画的かつ抜本的な土砂災害防止対策等を講じる必要があることから、国の支援をお願いしたい。

平成28年熊本地震により、阿蘇地域のいたるところで山腹崩壊、土石流、がけ崩れ等が発生した。また、同年6月の大雨により新たな崩壊が発生し、一級水系白川では、土砂の堆積による河床上昇及び橋梁や堰に大量の流木が堆積するなど、中下流域となる熊本市等では土砂・洪水氾濫リスクが大きく高まった。加えて、有明海沿岸では、土砂堆積と漂着した流木等によって漁業や環境面にも影響が生じた。

当地域では平成2年及び平成24年にも大規模な土砂災害が発生していることや、今回の熊本地震で生じた崩壊土砂に加え、火山性の脆い地質と地震による地盤の緩み、近年の阿蘇山の活発な噴火活動により、大量の土砂等が今後長期間にわたって流出を続けると考えられることから、現在実施している災害対応のみならず、阿蘇地域において計画的かつ抜本的な土砂災害防止対策等を講じていく必要がある。

このため、国による調査を平成29年度から実施していただいているが、白川上流域における荒廃地域を保全するとともに、白川中下流域の河床上昇の防止や土砂・洪水氾濫リスクの低減を図り、土砂等の流出による災害から人命、財産等を守るために、国の支援をお願いしたい。

土砂崩壊状況 (阿蘇大橋付近)



下流域の土砂堆積状況



流木堆積状況 (吉原橋)



地域の産業基盤としての工業用水道事業への支援について

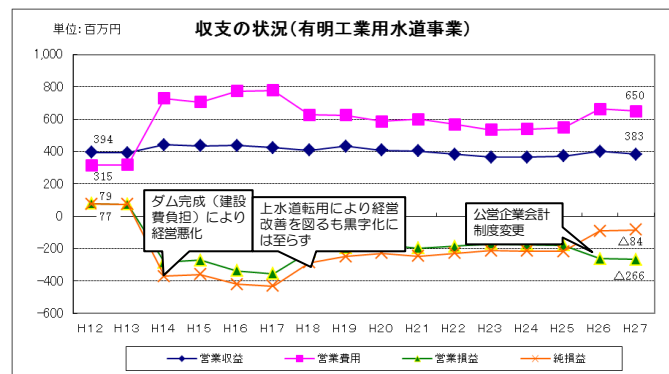
【総務省、経済産業省】

提案・要望事項

- 1 工業用水道における施設の耐震化及び老朽化した設備の更新に対する予算の確保及び補助率の嵩上げとともに、過去の経営改善の取組への評価や水源費の負担増大等により厳しい経営環境を余儀なくされている事業への配慮等、採択基準の見直しをお願いしたい。
- 2 ダム等水源施設の建設費増大により厳しい経営を余儀なくされている事業者の経営健全化のため、必要な財政措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

本県工業用水道事業は、昭和50年代初頭に給水を開始し、現在、40事業所（従業員約6千人）に供給するとともに、主要施設を上水道等と共同化しており、地域経済や住民生活を支える重要なインフラである。一方で、産業構造の変化により、重厚長大型の企業立地が進まず、多量の未利用水を抱えている。



- 1 本県工業用水道の施設・設備は老朽化が進んでいるが、経営環境が厳しいことや設備規模が小さく従来の補助要件に該当しなかったことなどから、抜本的な設備更新に取り組めていない。

そのため、有明工業用水道や八代工業用水道において平成24年度から緊急性の高い設備の更新や導水管の耐震化の工事を優先し取り組んでいる。なお、平成24、25及び28年度については、国の経済対策（補正予算）で実施された工業用水道施設の強靱化に対する補助等を受けることができたが、平成28年度当初予算計上分の工業用水道事業費補助金（改築事業）については採択されていない。

今後、必要となる施設・設備の更新（耐震化等含む）を着実に実施するための所要予算の確保及び補助率の嵩上げとともに、過去に実施した経営改善の取組への評価や水源費の負担増大等により厳しい経営環境となっている事業への配慮及び熊本地震等大規模災害が発生した地域への評価等、採択基準の見直しをお願いしたい。

<参考> アセットマネジメントに基づくH30以降の主要設備更新事業費（本県負担分）見込額 単位：百万円

年度	H30	H31	H32	H33	H34
有明工業用水道事業	65	90	39		※ 113
八代工業用水道事業	379	377	208	633	205
計	444	467	247	633	318

※H33-H34の2ヵ年工事を予定

- 2 有明工業用水道では、水源確保のために参加した国の竜門ダム建設事業に伴う建設負担金が当初の約4倍増となった。経費削減や未利用水の上水道への一部転用による事業規模適正化等の経営改善策を実施してきたが、依然、企業債の元利償還金等の負担が経営を圧迫している。経営健全化のため、企業債の元利償還金に対する国の財政支援をお願いしたい。

「九州を支える広域防災拠点構想」の推進について

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

平成28年熊本地震の経験により、南海トラフ地震等、近い将来に予想される次の大災害に備えるため、庁舎の防災機能強化や支援・受援のための防災拠点の充実・強化、並びに、これらの拠点と被災地とを結ぶ道路整備の重要性を改めて認識した。

これらを踏まえ、本県が広域防災拠点としての役割を担えるよう、次の施策を推進していただきたい。

- 1 自治体が計画的に防災・減災対策の充実・強化を図れるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化や対象事業の拡大等の財政支援の強化・充実をお願いしたい。
- 2 政府現地対策本部の設置候補施設とされた熊本地方合同庁舎の必要な施設整備を早急に進めていただきたい。併せて、国が主体的に大規模な広域防災拠点である阿蘇くまもと空港の機能強化等を図っていただきたい。
- 3 大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる中九州横断道路や九州中央自動車道の早期整備を図っていただきたい。

【現状・課題等】

熊本県は、「九州を支える広域防災拠点構想」を策定し、先駆的に阿蘇くまもと空港の近接地に、防災駐機場や備蓄倉庫等の整備を進めていた。このため昨年の熊本地震では、防災駐機場は、他県等からの延べ150機の応援ヘリの受入れ拠点として利用したほか、備蓄倉庫は、物資の集積拠点として使用するなど、被災地支援の拠点としての役割を担った。

一方、地域防災の要として機能する必要がある行政庁舎が被災し、機能低下に陥るなどの課題が明らかになったほか、本県と大分、宮崎を結ぶ国道57号や県道熊本高森線などの主要な道路が被災したことで、物資などの輸送は困難を極めるなど横軸の脆弱性が露呈した。



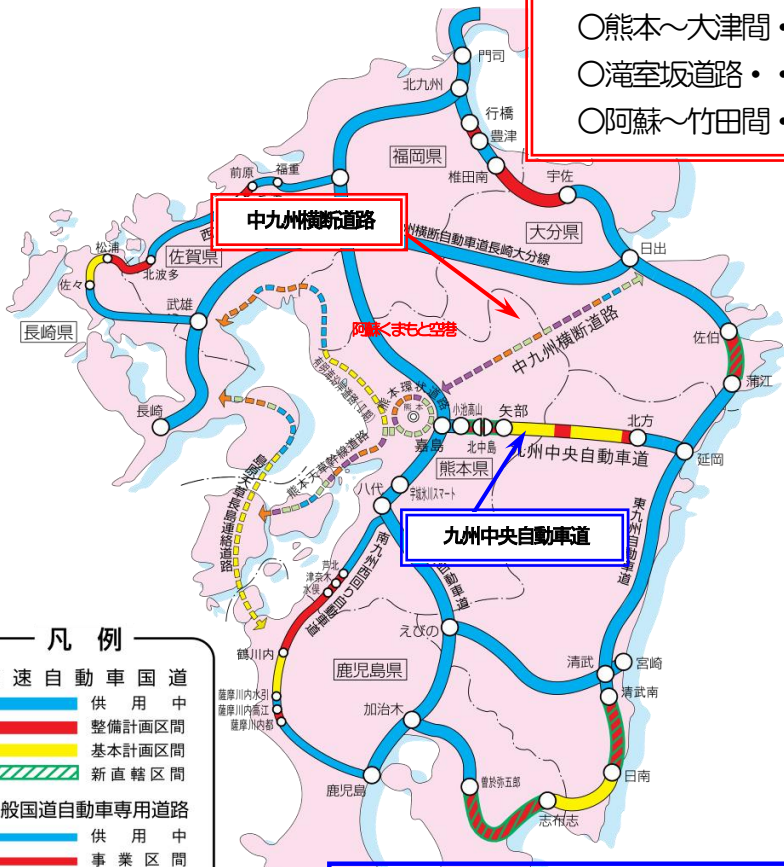
(防災駐機場に集結した他県応援ヘリ)

- 1 大規模災害に備え、自治体においては計画的に防災・減災対策の充実強化を図っていく必要があるため、緊急防災・減災事業債の恒久化や対象事業の拡大をはじめとする財政支援が不可欠である。
- 2 九州における政府現地対策本部の設置候補施設に熊本地方合同庁舎B棟が選定されたことから、その機能を果たせるよう早急に施設整備を行う必要がある。
また、阿蘇くまもと空港が「大規模な広域防災拠点」として、県境を越える救助活動や広域医療搬送・物資搬送の拠点としての役割を担っていくため、国としても救援物資や燃料保管施設の整備などを主体的に行う必要がある。
- 3 九州の広域防災拠点としての本県の機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる道路網整備が急務である。
このため、特に中九州横断道路及び九州中央自動車道の整備促進を図る必要がある。

九州の高規格幹線道路概要図

中九州横断道路

- 熊本～大津間・・・早期着手
- 滝室坂道路・・・整備促進
- 阿蘇～竹田間・・・計画段階評価の早期終了



凡例

- | | |
|-------------|--------|
| 高速自動車国道 | 供用中 |
| | 整備計画区間 |
| | 基本計画区間 |
| | 新直轄区間 |
| 一般国道自動車専用道路 | 供用中 |
| | 事業区間 |
| | 計画区間 |
| 地域高規格道路 | 供用中 |
| | 整備区間 |
| | 調査区間 |
| | 計画路線 |
| | 候補路線 |

九州中央自動車道

- 小池高山～矢音間・・・整備促進 及び
完成時期の早期公表
(北中島～矢音間)
- 矢部～蘇邦間・・・計画段階評価の着手
- 蘇邦～高千穂間・・・計画段階評価の早期終了

ストック効果の高いJR鹿児島本線等連続立体交差事業に係る社会資本整備総合交付金の予算確保について

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

熊本駅周辺地域における連続立体交差事業は、一部開業により民間開発を誘発するなど、すでにストック効果が発現しており、今後も更なる効果の増大が見込まれる。
本事業は、熊本地震からの復興を後押しするものであり、平成30年度内の確実な事業完了に向けての支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本事業においては、平成27年3月の一部開業に伴い、再開業事業、区画整理事業との一体的な整備によってマンション開発等を誘発するなど、すでにストック効果が発現している。
- 平成30年度の事業完了後に着手する大規模な在来線跡地開発の計画も着実に進展しており、開発後には新たな雇用の創出など更なるストック効果の増大が見込まれている。
- 本事業完了の遅れは、在来線跡地開発等の遅れにつながり、駅周辺地域の活力ある地域づくりが停滞するなど、熊本地震からの復興の途上にある本県にとって経済的損失が極めて大きい。
- この開発によるストック効果の増大が熊本地震からの復興を後押しし、更なる経済発展につなげていくためにも、平成30年度内の確実な事業完了に向けての支援が必要である。

《工程計画》

年度	平成13 ～25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
工程計画	一般部(上り線・下り線)工事 熊本駅部(上り線)工事	高架切替	熊本駅部(下り線)工事 熊本駅部(豊肥本線)工事		高架切替	熊本駅外壁工事 軌道・設備撤去 事業完了	白川口(東口)駅前広場完成整備	在来線跡地開発工事
								基本設計・詳細設計

《熊本駅周辺の状況》



「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（天草の崎津集落）」「阿蘇」の世界文化遺産登録及び「明治日本の産業革命遺産（万田坑、三角西港）」の維持保全に係る支援について

【内閣官房、文部科学省】

提案・要望事項

本県で取組みを進めている資産の世界文化遺産登録及び既登録資産の適切な維持保全について、次のとおり、取組みの推進をお願いしたい。

- 1 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（天草の崎津集落）」の平成30年の世界文化遺産登録に向けた適切な助言・指導 等
- 2 「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表への追加記載に係る助言・指導 等
- 3 「明治日本の産業革命遺産（万田坑、三角西港）」の資産の維持保全や普及啓発等に係る支援の充実や助言・指導 等

【現状・課題等】

- 1 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、昨年9月に候補名が「天草」を含む名称へと変更され、平成29年2月1日には推薦書（正式版）がユネスコへ提出された。今年秋に予定されているイコモス（ユネスコ諮問機関）による現地調査に適切に対応し、その後の平成30年の世界文化遺産登録を実現するために国による助言・指導が必要である。
- 2 「阿蘇」については、暫定一覧表候補のカテゴリーIaに位置付けられており、県と関係市町村とで学術検討の準備作業や、重要文化的景観の選定をはじめ構成資産の文化財国指定等に向けた取組みを進めているところ。世界文化遺産登録に向け、早期に暫定一覧表に記載されるよう、構成資産の学術的価値付け、文化財国指定・選定、保存管理計画策定、関係機関との調整に係る助言・指導が必要である。
また、平成28年4月に発生した「熊本地震」によって構成資産の一部が被害を受けており、今後の資産の復旧や維持保全に係る助言や財政措置等が必要である。
- 3 「明治日本の産業革命遺産」については、世界文化遺産登録時に出された課題である資産の適切な維持管理、開発コントロール、来訪者対策等に関する計画策定や資産の価値の普及啓発を実施していくにあたり、登録資産に特化した財政措置や助言等が必要である。

資産名称	構成資産（本県内）	備考
1 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」	天草の崎津集落（崎津諏訪神社・旧崎津教会跡・崎津教会）	平成30年世界文化遺産登録候補
2 「阿蘇—火山との共生とその文化的景観—」	阿蘇の文化的景観、阿蘇山（米塚・草千里ヶ浜）、阿蘇神社、中通古墳群、豊後街道	国内暫定一覧表候補資産
3 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」	三池炭鉱万田坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、三角西港	平成27年世界文化遺産登録



国立公園満喫プロジェクト推進の支援について

【環境省、国土交通省】

提案・要望事項

世界水準のナショナルパークを目指す「国立公園満喫プロジェクト」を着実に推進し、世界に誇る阿蘇の自然を体感できる環境を再生するとともに、外国からの来訪者等が阿蘇の自然の雄大さをより一層満喫できるよう国において次の措置を講じ、阿蘇の創造的復興に向けて全力で取り組んでいただきたい。

- 1 阿蘇の象徴である中岳火口周辺園地への観光が早期に再開できるよう火山ガス警報装置や退避壕の整備など万全の安全確保に取り組むとともに、草千里や火山博物館の活性化、国立公園区域全体の景観の改善、公園区域を象徴する統一的な看板設置、海外への魅力の発信など、国による確実な実施をお願いしたい。
- 2 阿蘇の雄大な景観を阻害する電柱・電線・看板・廃屋の移設・撤去、新たなジオサイトとしての東海大学の断層・遺構等の保存、草千里をはじめとした草原景観の維持・再生、阿蘇の雄大さを体感できるトレッキング・ランニング・サイクリングロードの整備など、インバウンド拡大に向けた取組みに対する財政措置等をお願いしたい。
- 3 阿蘇くじゅうを体感できる公園内への宿泊施設誘致や、新たなアクティビティの開発、着地型観光プログラムの開発など、更なるインバウンド需要の拡大に向けた地元の取組みに対する支援をお願いしたい。
- 4 九州自然歩道や菊池渓谷等におけるトイレや東屋の改修など、自然公園施設の国際化対応を含めた改修・整備等に対する財政措置について、今後一層の拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 2020年に向け、訪日外国人の国立公園利用者を倍増させるため、阿蘇ならではの観光資源を磨き上げ、震災からの復興を契機としたインバウンド増加に取り組む必要がある。
- そのため、中岳火口園地の早期復旧などについて、直轄事業による確実な実施をお願いするとともに、電柱等の景観阻害要因の改善や震災遺構保存など新たな取組みへの財政措置・技術的支援をお願いしたい。
- また、阿蘇を体感するトレッキングロードなどの整備のほか、宿泊施設誘致や観光プログラムの開発など、インバウンド需要の拡大に向けた取組みへの支援をお願いしたい。



※多くの外国人旅行者が写真撮影を行うスポット

※地盤れが建物にまで影響している

地下水の硝酸性窒素対策への支援について

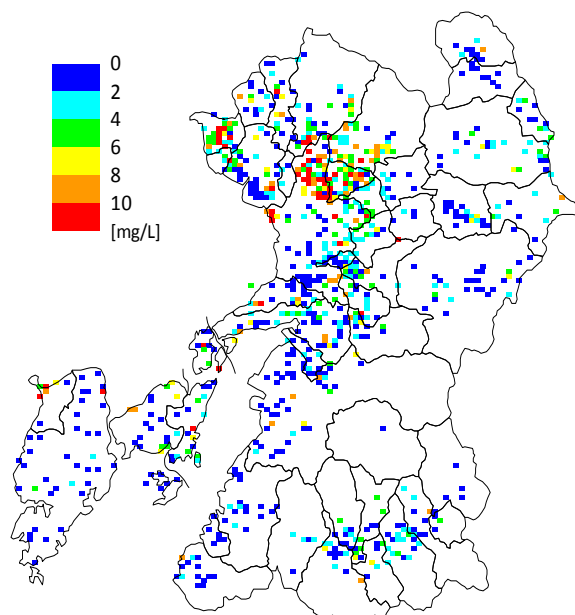
【厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

限りある資源である地下水を豊富かつきれいな姿で将来に引き継ぐため、地下水の硝酸性窒素による汚染メカニズムの解明や、地下水への窒素負荷の削減対策に対する技術的・財政的支援をお願いします。

【現状・課題等】

- 地下水は水循環基本法により「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」として位置付けられており、地域の特性に応じた水資源保全に取り組むことが重要である。
- 本県は、水道水の約8割を地下水に依存し、また、地下水が県民生活や産業活動の基盤となっていることから、貴重な財産である地下水を豊富かつきれいな姿で将来に引き継ぐ必要がある。
- 本県では、これまで、硝酸性窒素による地下水汚染の要因とされる生活排水、家畜排せつ物の適正処理・管理や肥料の使用量の適正化など窒素負荷の削減対策と併せて地下水の涵養量を増大させる対策に取り組んできた。その結果、硝酸性窒素濃度の経年的傾向は全体平均としては横ばい又は微減と、一定の効果が現れてきていると考えられる。
- しかしながら、一部の地域では硝酸性窒素等の濃度が上昇傾向を示す地点が見られることや、原因物質の地下水質への影響メカニズムには未解明な部分も多いことから、将来的な地下水汚染の拡大が不安視される地域もある。
- こうしたことから、本県では、今後とも硝酸性窒素等の削減対策、地下水質のモニタリングや汚染メカニズム解明、地下水量の保全対策に取り組むとともに、平成27年4月には「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」を施行し、農業の持続的発展を通じた地下水保全と土づくりに関する恒久的な取り組みを開始したところである。
- 国においては、地方公共団体が取り組む硝酸性窒素等の削減対策、地下水質モニタリングや汚染メカニズム解明調査などに対し技術的・財政的支援をお願いするとともに、引き続き、本県の地下水と土を育む農業推進のため、環境保全型農業直接支払の取組拡大、家畜排せつ物の堆肥化や広域流通に必要な施設の整備及び調査研究などの取組みへの支援をお願いします。



地下水の硝酸性窒素の濃度分布 (H19~H27)

有明海・八代海の再生について

【環境省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 有明海・八代海等総合調査評価委員会報告書（以下「報告書」という。）を踏まえ、関係省庁連携の下、具体的な再生目標と、効率的かつ現実的な再生手順を具体的に示すとともに、関係省庁の役割を明確にしたスキームをつくり、必要な事業の創設・拡充及び予算の確保を行っていただきたい。
- 2 国と有明海沿岸4県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）協調の取組みにより実施した調査・実証事業等については継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものは、国が主体となって大規模な海底耕うんなどの実証事業を行っていただきたい。また、泥土の堆積進行メカニズムの解明や、泥土除去及びその処分方法の確立などの抜本的な底質改善対策についても、関係省庁が主体的に関与して、集中的に行っていただきたい。
- 3 八代海について、データの蓄積が不十分であり各種調査の充実・強化が必要であることが報告書にも記載されていることを重視し、調査の充実・強化を積極的に行っていただきたい。特に、八代海湾奥部では、土砂堆積の進行による海域への影響等が懸念されており、現地調査、シミュレーションモデル構築、対策案の効果検証等を行った上で対策を実施することが必要と考えられるため、国が主体となり早急にこれらの取組みを進めていただきたい。
- 4 河川から流入する流木等のゴミは、海域の環境悪化を招くため、これらの漂着物、漂流物及び海底ゴミの回収・処理等に係る予算額を引き続き確保するとともに地元負担の軽減をお願いしたい。また、漂流物・海底ゴミは、法的な処理責任が明確でない中で、漁業者など地元が補助制度を活用するなどして回収・処理等を行っているが、それだけでは限界があることから、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。
- 5 大雨等の災害時において、海域を漂流する流木や流出土砂の堆積等による漁場環境悪化に迅速に対応するため、新たな災害復旧事業の創設等、対策の充実強化をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 有明海・八代海等の再生については、国や関係県と連携しながら、環境改善に向けた総合的な対策に取り組んでいるところ。しかしながら、海域環境はなかなか改善の兆しが見られず、また、赤潮やノリの色落ち被害の発生など漁業生産に不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。

有明海・八代海等総合調査評価委員会では、平成28年度末に、有明海・八代海等における再生目標や再生方策等を記載した報告書を取りまとめたところであるが、具体的な再生目標が示されておらず、また県として求めてきた抜本的な再生方策の提示には至っていない。

再生への取組みを効果的に進めるには、具体的な再生目標及びそれを達成するための手順について関係者間で認識を共有することが重要である。また、具体的な施策を進めるためにはスキームが

整うことが必要であり、特措法に基づき関係省庁や県等で構成する促進協議会が設置されていることから、東京湾再生プロジェクト等の先進事例を参考に、当協議会の機能強化を図るなどしてスキームづくりを進めていただきたい。

2 4 県協調による調査や実証事業は、二枚貝類等の資源回復のために体系的に実施されている重要な取り組みであり、継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものについて国主体で大規模な実証事業を行うことで、再生への取り組みを加速化させていただきたい。また、本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。底質環境改善対策として実施されている覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法として効果はあるものの永続的ではないため、泥土堆積進行メカニズムの解明が必要である。併せて、抜本的対策である泥土の除去やその処分方法の確立についても、水産庁や農林水産省だけでなく、関係する省庁が主体的・集中的に実施していただきたい。

3 八代海は、有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足している。しかし、八代海における漁船漁業、干潟域での採貝業及び海苔養殖業の不振は深刻であり、有明海同様一日も早い対策の実施が求められている。

また、八代海湾奥部については、不知火干拓が海域に突き出した特殊な地形であるため、同干拓北部では土砂堆積が進行している。これにより海域環境への悪影響が懸念されるが、泥干潟で調査が困難なこともありデータが極めて乏しい状況である。まずは現地観測や調査データを蓄積したのち、それを基にシミュレーションモデルを構築し、モデルを用いて対策案の効果を検証した上で、対策の実施につなげることが必要であり、国主体で一連の取り組みを行っていただきたい。

4 海域環境の保全等の観点から、漂着物、漂流物及び海底ゴミの回収・処理や発生源対策を支援する海岸漂着物等地域対策推進事業について予算額を確保するとともに地元負担の軽減をお願いしたい。

また、漂流物及び海底ゴミについては、漁具を破損させたり船舶航行の妨げになるなど弊害をもたらしている。これらは漂着物のように法的な処理責任が明確でないことから、現状として漁業者が手間や費用をかけて回収・処理を行っている場合も多いが、それでは限界があるため、国主導による大規模な回収・処理をお願いしたい。

5 本県では、平成28年4月の熊本地震に起因する流木や土砂が、同年6月の豪雨の後に有明海に大量に流れ込むなどの漁場への被害が発生した。今後も、豪雨等の災害が発生するたびに、海域を漂流する流木や堆積土砂等による漁場環境の悪化が危惧される。このうち、海域を漂流する流木等については、現行制度では十分対応できないため、例えば、東日本地域に対象を限定している「漁場復旧対策支援事業」の全国展開等、新たな支援の枠組みづくりをお願いしたい。また、これまで堆積土砂対策として、水産環境整備事業を活用していたが、本来は災害復旧目的の事業ではないため、同一箇所での事業実施はできない等の制約も多いことから、制度の見直し又は新たな災害復旧事業の創設をお願いしたい。加えて、激甚指定時に事業実施が可能となる「堆積土砂排除事業」についても、激甚要件や税込要件の緩和等、活用しやすい制度への見直しをお願いしたい。

県営荒瀬ダム撤去に対する国の支援について

【国土交通省、環境省】

提案・要望事項

全国初の本格的なダム撤去となる荒瀬ダムの撤去については、国からの御支援もいただきながら進めており、本年度で撤去工事が完了する予定。

しかしながら、撤去工事完了後も環境モニタリング調査等必要な対応を継続していく予定であり、引き続き、国による財政・技術面における支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 地元住民や漁協等のダム撤去への強い希望を受け、河川等の安全面や環境面に配慮しながら、平成24年度から荒瀬ダム撤去工事に取り組んでおり、29年度までの6ヶ年の撤去工事が本年度をもって完了する予定。
- しかしながら、撤去工事完了後もダム上下流における環境変化の把握、河川等の安全面や環境面での配慮、さらにダム周辺地域の浸水対策等の対応が必要であり、引き続き、国による支援が不可欠である。



撤去開始前(H24. 3月)



28年度末(H29. 3月)

稼げる農林水産業の実現に向けて

【農林水産省】

提案・要望事項

本県が平成28年熊本地震による被害を克服し、稼げる農林水産業の実現に向けた取組みを加速化するため、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 TPP11等の経済連携協定交渉等への対応
国民への正確な情報提供と丁寧な説明、県内農林水産業への影響が生じないように粘り強い交渉の実施、稼げる農林水産業実現に向けた施策の充実・強化
- 2 競争力強化による稼げる農業の実現への支援
 - ① 強い農業づくり交付金、農業農村整備事業等の十分な当初予算確保と重点配分等
 - ② 新たな米政策の実現に向けた支援の充実・強化
 - ③ 輸出拡大や6次産業化などの取組みへの支援強化
- 3 農地集積の更なる推進と安定的な事業展開
農地集積と一体的に実施する大区画化等に必要な基盤整備（農業競争力強化基盤整備事業）の予算確保及び農地中間管理機構の取組みに対する安定的な財政支援
- 4 豊富な森林資源と旺盛な需要による山のしごとシステムづくりへの支援
 - ① 森林集約化による施業の効率化や林内路網の整備等、森林整備への総合的支援
 - ② 木材の利用促進や森林整備に必要な「次世代林業基盤づくり交付金」等の関連事業の十分な予算確保と重点配分
- 5 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援
プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業の予算措置等
- 6 東京オリンピック・パラリンピックにおける本県農林水産物の積極的な活用
地域における食材調達の取組みへの継続支援及び本県産物表等のPR

【現状・課題等】

1 TPP11等の経済連携協定交渉等への対応

TPP11や日EU間で進められている経済連携協定交渉等については、交渉内容はもとより、地方の経済活動や生活に与える影響について、国民に正確な情報提供と説明を行うとともに、農林水産業へ影響を及ぼさないよう粘り強く交渉していただきたい。また、これらの交渉の進展に関わらず、農林水産業の競争力強化に資する事業の更なる充実・強化をお願いしたい。

2 競争力強化による稼げる農業の実現への支援

地震からの早期の復旧・復興を果たし、稼げる農業の実現に向けた取組みを加速化するため、強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業及び農業農村整備事業等、農業の競争力の強化に資する事業について、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。また、強い農業づくり交付金の配分基準については、地方の実情を踏まえた運用改善をお願いしたい。

本県においては、昭和40年代より排水機場の整備を積極的に進め、干拓地等の低平水田地帯を汎用化し、全国のモデルとなる施設園芸産地として発展してきたが、近年、その老朽化が進行している。産地維持のためには、計画的な更新整備が不可欠であることから、当初予算での必要額の確保をお願いしたい。さらに、農山漁村地域整備交付金についても、予算が不足しているため、当初予算での十分な予算の確保をお願いしたい。なかでも、中山間地域総合整備、海岸保全施設、農業集落排水等については、当該交付金においてのみ実施可能であり、予算が不足すると、計画的な事業執行に支障をきたすため、国の補助事業のメニューにおいても実施可能とする等、更なる御配慮をお願いしたい。

平成30年産から実施される米政策見直しに産地が円滑に対応できるよう、国においては、作付け動向等の適確な把握と情報提供を行うとともに、過剰作付けへの指導や豊作時の過剰米対策を含めた

実効性のある需給調整の仕組みを整備していただきたい。さらに、経営所得安定対策や水田活用の直接支払交付金の継続的な運用と十分な予算確保をお願いしたい。

農林水産物の更なる輸出拡大を図るため、相手国の貿易制度をはじめ、ハラルや検疫等の障壁等の具体的な情報について、国で責任を持って各地域へ情報提供を行うとともに、非関税障壁の撤廃に向けた取組みの一層の強化をお願いしたい。また、国の支援策は、輸出の取組みが先行している団体等にとって活用が困難であるため、採択要件の緩和を行うとともに、産地の輸出の取組みを支援する観点から、市町村が取り組むことができる事業の創設をお願いしたい。

農林漁業者が主体となる6次産業化については、県外や海外への販売を視野に入れた大型加工施設設置の要望が高まっているが、多額の費用負担が生じることから、中山間以外の地域においても、補助率の嵩上げ等、支援策の更なる充実をお願いしたい。

3 農地集積の更なる推進と安定的な事業展開

本県では、農地集積と一体的に大区画化等の基盤整備を推進し、生産性の飛躍的な向上を目指している。農地集積と一体的に実施する農業競争力強化基盤整備事業等については、合意形成や農家の営農計画との事前調整が不可欠であることを踏まえ、計画的に推進できるよう、当初予算での重点的かつ十分な措置をお願いしたい。また、農地中間管理機構の運営等の経費について、国はこれまで、実質的に地域負担が無い形で実施できる制度としていたが、平成30年度から都道府県に対して負担を求められている（定額補助⇒定率補助へ移行）。都道府県においては、機構への職員派遣、本庁や出先機関における機構業務実施など、相当額の人件費等を負担している実情を踏まえ、事業推進に必要な経費は、引き続き国で責任を持って所要額全額を確保していただきたい。

4 豊富な森林資源と旺盛な需要による山のしごとシステムづくりへの支援

県内の人工林の約6割が本格的な利用期を迎え、木材輸出などの新たな需要が高まる中、林業者の所得向上や山村の活性化を図るためには、森林を集約化し、林業機械の導入等による施業の効率化を進めるとともに、生産基盤としての道路網の整備を進める必要がある。今後、意欲ある担い手等への森林の集積・集約化を加速化するためには、所有者の意識醸成やメリット措置などの総合的な支援が必要不可欠である。

また、公共施設の木造化について、民間への普及を一層図るためにも、新技術・新工法（CLTやBP材等）を活用したモデル的な整備等への支援策の十分な予算確保や「次世代林業基盤づくり交付金」における木造公共施設整備の補助対象緩和などに御配慮をお願いしたい。

また、川上から川下まで連携した木材のサプライチェーン構築に向けて、次世代林業基盤づくり交付金等の十分な予算確保と重点配分及び森林整備関連事業の安定的な財源確保をお願いしたい。

5 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援

水産資源の減少や魚価の低迷、漁村地域の過疎化・高齢化、近年の燃油価格高騰など、水産業を取り巻く環境は厳しさを増している。このような中、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」の策定と、プランに掲げる取組みを着実に推進するため、国においては、関連事業の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

また、マグロの種苗生産技術開発に必要な受精卵の本県への安定供給及び新たな養殖技術として期待される陸上養殖の低コスト化技術の早急な開発と研究成果の提供をお願いしたい。

6 東京オリンピック・パラリンピックにおける本県農林水産物の積極的な活用

オリンピック・パラリンピックにおける農林水産物の調達に当たっては、距離にとらわれることなく、本県産はもちろん、全国各地から幅広く調達するよう御配慮をお願いしたい。また、本県では、食材調達基準を満たす県の独自基準づくりや生産体制整備を進めていることから、このような地域の取組みを引き続き強力に支援していただきたい。さらに、オリンピック・パラリンピックは、和の文化を国際社会にPRする絶好の機会であり、新たな需要創出、輸出拡大が期待できるため、選手村や競技会場等において、本県産の畳表、木材、花及び茶の積極的な活用をお願いしたい。

意欲ある担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化

提案・要望事項

【農林水産省】

本県の農林水産業の担い手の確保・育成及び経営安定を図るため、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 農林水産業の新たな担い手の確保・育成支援策の充実・強化
 - ① 新規就農者の経営安定に向けた機械・施設等の導入支援策の充実・強化及び親元就農に対する支援要件の見直し
 - ② 新規林業就業者確保支援策の予算確保と重点配分等
 - ③ 新規漁業就業者確保支援策の見直し及び定着支援のための給付金制度の創設
- 2 認定農業者等、農業の中心的な担い手に対する支援の充実・強化
 - ① 地域の担い手の中心的存在の認定農業者への支援策である経営体育成支援事業の十分な予算確保
 - ② 地域営農組織の設立・法人化等に対する支援の充実・強化
- 3 自然災害（地震、豪雨、台風、噴火）等のリスクへの対応強化
 - ① 災害等に強い生産基盤や体制を整備するための十分な予算措置と重点配分
 - ② 農業共済制度の充実・強化
 - ③ 収入保険制度の万全な周知及び青色申告の普及啓発
 - ④ 漁業者等を対象とした資金繰り円滑化支援の充実
- 4 鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病対策の強化
水際防疫対策の強化、処分家畜の処理対策の充実、産業動物獣医師の安定確保・育成、防疫資材の備蓄支援の充実、防疫措置に係る財政支援の充実
- 5 牛乳・乳製品の安定供給確保のための実効性ある生乳需給調整の実施
酪農家が安心して経営を継続し、牛乳・乳製品の安定供給につなげるため、実効性ある生乳需給調整の実施

【現状・課題等】

1 農林水産業の新たな担い手の確保・育成支援策の充実・強化

農業者の減少と高齢化が進む中、新規就農者の確保・育成が急務であるため、新規就農者の定着が進むよう、機械・施設等の導入に係る既存事業の補助率嵩上げなど、支援の更なる充実をお願いしたい。また、本県農業の持続的発展のためには、経営資源が整っている農家の後継者である親元就農者が円滑に就農・定着し、経営継承を行うことが重要である。しかし、「農業次世代人材投資資金」は、経営移譲が要件であり、親の年齢等の問題から、支援を受けられない事例が生じているため、経営継承期間の延長や農地の所有権移転割合の緩和等、実態に即した見直しをお願いしたい。

本県においては、平成 25 年度から林業への新規就業希望者に対して「くまもと緑の新規就業支援対策事業（県事業）」による長期研修を実施し、研修生への給付金として国の「緑の青年就業準備給付金事業」を活用している。しかし、平成 28 年度は、国の予算が不足し、やむを得ず不合格者を出した経緯があることから、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。また、林業大学校が無い都道府県では、国の支援の前提となる長期研修を県単独事業により実施していることから、国による支援制度の創設をお願いしたい。

新規漁業就業者総合支援事業は、漁業学校等での知識の習得期間に限った給付金制度だが、親元就業は対象外となっている。親元就業は、本県の新規漁業就業者の大半を占めており、漁業振興を担う重要な担い手であることから、親元就業についても給付金の支援対象とするよう制度を見直していた

だきたい。さらに、漁業新規就業者の更なる増加と定着率向上のためには、就業直後の経営が不安定な期間の所得確保が不可欠であることから、農業分野の「農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）」と同様の給付金制度の創設をお願いしたい。

2 認定農業者等、農業の中心的な担い手に対する支援の充実・強化

認定農業者は、担い手の中心であり、農地の維持・継承にも大きな役割を果たしていることから、継続的な支援が必要である。特に、認定農業者が活用する「経営体育成支援事業」は、予算が不足しているため、十分な予算確保をお願いしたい。また、高齢化や後継者不足が深刻な中山間地域等で、地域営農組織は、農地の維持・継承のみならず、農山漁村の維持・活性化の面でも重要な役割を担っているため、地域営農組織の設立や法人化に対する支援策の予算確保と更なる充実をお願いしたい。

3 自然災害（地震、豪雨、台風、噴火）等のリスクへの対応強化

地震、豪雨、台風など、災害による影響を可能な限り小さくするため、低コスト耐候性ハウスなどの災害に強い施設整備を行う「強い農業づくり交付金」や、阿蘇中岳等の噴火に係る防災営農施設整備計画に基づく施設等の整備対策、山地災害から県民の生命・財産を守る「治山事業」などについて、十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

農業共済制度は、品目によっては加入率が低い等の原因から、農業者の経営の安定・生産力の発展に結びついていない現状を踏まえ、農業者が活用しやすく納得が得られる制度とする必要がある。併せて、農業者の農業共済への加入促進等を図るため、取組みの主体となる農業共済組合の事務費国庫負担金の増額などの支援の充実をお願いしたい。

平成 31 年から導入予定の収入保険制度については、青色申告者であることが加入要件となっている。県内のより多くの担い手が加入し、経営安定のためのセーフティネットとして十分な役割を果たせるよう、青色申告の普及啓発を行っていただきたい。また、農業共済等の類似制度と収入保険の選択加入となるが、どの制度が農業者にとって有利なのか、農業者が制度の詳細を理解したうえで選択できるよう詳細な情報の周知を図っていただきたい。

本県の水産業は、燃油・飼料価格の高騰や魚価の低迷、更には多発する自然災害などにさらされ、厳しい経営環境に置かれているため、平成 21、22 年度に実施された「漁業緊急保証対策事業」と同様のセーフティネット制度の創設をお願いしたい。

4 鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病対策の強化

鳥インフルエンザや口蹄疫が継続発生しているアジアの近隣諸国からの観光客の靴底消毒の徹底や畜産物等の不正持ち込み摘発等、空港や港における水際対策の強化をお願いしたい。また、本県で鳥インフルエンザが発生した際、殺処分鶏を埋却処分したが、地下水への影響を懸念する声があったため、焼却処理等を含めた更なる処理体制の充実を検討いただきたい。

近年、家畜伝染病対策業務が増加するなど、獣医師の役割が高まる中、産業動物獣医師不足が深刻となっているため、獣医師養成確保修学資金貸与事業の予算を拡充するとともに、都道府県の獣医師職員の技術向上に向けた研修体制の拡充強化をお願いしたい。

本県では、万が一の発生に備えて防疫資材を備蓄しているが、大規模発生時には対応は困難である。まん延防止措置を迅速に図るためには、国家単位での防疫資材の備蓄をお願いしたい。

鳥インフルエンザ等の発生時においては、防疫指針に記載されている「24 時間以内に殺処分、72 時間以内に焼埋却」を基準として、昼夜・休日を問わず、まん延防止措置を講じることから、防疫対応に携わる関係者への時間外手当等の財政的支援をお願いしたい。

5 牛乳・乳製品の安定供給確保のための実効性ある生乳需給調整の実施

このたびの指定生乳団体制度の見直しにおいて、政府は一定要件を満たせば、現行の指定団体を通さなくても加工原料乳を出荷する生産者に補給金を交付することや、他の売り先に生乳を出荷できる部分委託を認めることとしているが、現行の生乳需給調整機能が維持され、酪農家の経営安定に資する制度となるよう、国においては、実効性ある需給調整を行っていただきたい。

中山間地域対策の充実強化

【農林水産省】

提案・要望事項

地域の基幹産業である農業を基軸とした中山間地域等の農山村の活性化を推進するため、国の支援策の充実・強化、並びに十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。

- 1 中山間地域等の農業生産活動を維持・継承していくための支援の充実
 - ① 地域独自の中山間地域等の農業支援の取組みに対する支援の充実
 - ② 中山間地域等で実施する小規模基盤整備や農地等の維持活動への支援の充実
 - ③ 農作物の鳥獣被害防止対策の十分な予算確保と重点配分
- 2 日本型直接支払制度など農業・農村の多面的機能を発揮するための支援
農業の多面的機能の発揮と、持続可能な農村の実現のため、日本型直接支払制度の十分な予算確保と弾力的な運用
- 3 森林吸収源対策の推進
 - ① 森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税）の早期導入
 - ② 地方の森林整備の実情等を十分踏まえた森林環境税の制度設計
- 4 所有者不明土地問題への対応
農地や林地を含めた所有者不明土地の増加に対応した抜本的な解決策の検討

【現状・課題等】

1 中山間地域等の農業生産活動を維持・継承していくための支援の充実

中山間地域は、総農家数で県全体の約5割、経営耕地面積で約4割を占めているが、生産条件は不利であり、体質強化やスケールメリットを活かした競争力強化には限界がある。加えて、高齢化や後継者不足も深刻な状況である。このような危機的な状況を踏まえ、中山間地域の基幹産業である農業を持続させ、地域社会を守っていく観点から、本県では、新たに「中山間農業モデル地区支援事業」を平成29年度から開始した。具体的には、特に生産条件が厳しい急傾斜の中山間地域の意欲ある集落が、集落内での徹底した話し合いにより、振興ビジョンを作成し、その実現（小規模基盤整備、高単価作物の導入等）を応援するモデル事業としている。

本年度、国で新たに措置された「中山間地域農業ルネッサンス事業」は、既存事業の優先枠が中心であることに加え、本県が進めている集落ごとのビジョンづくりやビジョン実現のための施設・基盤整備といった地域独自の取組みは補助対象となっていない。そのため、国においては、中山間地域の農業を次代に引き継いでいく観点から、本県のような地域独自の取組みを「中山間地域農業ルネッサンス事業」の補助対象とするなど、支援の更なる充実をお願いしたい。

また、中山間地域において取り組む小規模生産基盤整備や地域の農業者が自ら取り組む農地・農業用水利施設等の維持・保全活動等への支援の充実等、以下の対策を実施していただきたい。

- ・「中山間地域総合整備事業」において促進費を交付する新たな制度の創設、もしくは「農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）」の促進費の要件緩和
- ・未整備農地の整備推進のため、「農地耕作条件改善事業」の予算確保と併せて、中山間地域に応じた石積補修、耕作道整備など事業メニューの追加

さらに、中山間地域等の農業生産活動の維持・継承のためには、野生鳥獣被害の防止が不可欠だが、対策の根幹である鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望に対して予算が不足している状況である。過疎化・高齢化が進んだ中山間地域での鳥獣被害は、地域の農業者の営農意欲減退に直結することから、国においては、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。

2 日本型直接支払制度など農業・農村の多面的機能を発揮するための支援

日本型直接支払制度は、多面的機能の維持・発揮はもとより、中山間地域等の農業・農村への支援の根幹をなす取組みである。

多面的機能支払交付金は、農地や農業施設の補修・更新等、地域ぐるみの活動に活用しており、地域の絆の再生にも寄与している。平成 28 年度は、熊本地震への対応のため、追加割当てに配慮いただいたが、市町村の要望額を十分満たせていない状況である。この取組みを更に発展させ、地方創生に結び付けることができるよう、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。また、地域住民の自主性に基づいた自由度の高い活動が展開できるよう、共同活動を前提とした畦塗機、乾燥施設の購入など、使途が認められていない活動に対しても、一定割合を使えるようにするなど、ニーズを踏まえた弾力的な運用としていただきたい。

環境保全型農業直接支払交付金については、本県では積極的な活用推進を図っており、取組面積が増加傾向にある。平成 29 年度においては、前年比 31%増の 3,155ha に取組面積が拡大する予定である。しかし、平成 28 年度は、全国的に要望額が予算額を上回り、予算が不足したことから、本県においては、要望額に対して約 9 割しか交付できなかった経緯がある。今後も予算不足が継続すると、生産現場の取組み意欲の低下が強く懸念されるため、国においては十分な予算額の確保と、本県の必要額の確実な予算配分をお願いしたい。

3 森林吸収源対策の推進

わが国の温室効果ガスの削減目標については、2030 年度に 26%減（2013 年度比）とする約束草案を提出している。目標達成のためには、適切な森林整備等により、森林吸収量の確保（2030 年度に 2%減相当量）を図る必要がある。

本県では、森林環境保全整備事業等を活用し、森林吸収源対策に資する森林整備を積極的に推進してきたが、地域からの要望額が国からの予算配分額を上回り、財源が不足している状況であることから、森林吸収源対策等の加速化を図るため、森林環境税の早期導入をお願いしたい。

なお、導入に向けた税の仕組みの検討に当たっては、地方の森林整備における現状を十分踏まえたうえで、県と市町村の役割分担、それに伴う財源配分に御配慮いただきたい。

また、制度設計の際は、熊本県をはじめ、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて調整を行っていただきたい。

4 所有者不明土地問題への対応

農地や林地を含めた所有者不明の土地が増加しており、災害復旧のほか、農地集積や耕作放棄地の解消等、様々な事業等の実施に当たり、実務上大きな支障となっている。所有者不明土地は、地域活性化を図るうえで大きな阻害要因となるため、抜本的な解決策の検討をお願いしたい。

震災からの復興に向けた中小・小規模企業等への支援の強化について

【経済産業省】

提案・要望事項

本県経済の復興を進めるためには、地域企業の99%を占め、地域の経済を支え雇用の受け皿となっている中小・小規模企業の活力を維持・発展させていくことが極めて重要である。このため、中小・小規模企業等の販路拡大、生産性向上、創業、事業承継の支援や、経営支援体制等の充実・強化に向け、次の措置を講じていただきたい。

- 1 震災により減少した中小・小規模企業の売上を回復させるため、販路拡大やものづくりに関する設備投資等への支援を強化していただきたい。また、それらの総合的窓口となる「よろず支援拠点」の体制強化について、継続的に支援いただきたい。加えて、後継者問題を抱える事業者が、事業を回復し、将来にわたり存続できるよう事業承継への支援の充実とともに継続的に支援いただきたい。
- 2 市町村が策定した「創業支援事業計画」が着実に実施されるよう創業支援事業者補助金の対象に市町村を加えるなど制度の拡充を図っていただきたい。
- 3 「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の認定推進のため、当該制度の周知及び支援措置の拡充を図っていただきたい。
- 4 商工会・商工会議所がきめ細かな支援が行えるよう、「経営発達支援計画」の認定をさらに進めるとともに、計画の着実な実施のための支援を強化していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 平成28年熊本地震復旧等予備費を活用した、小規模事業者の販路拡大等を支援する「小規模事業者持続化補助金」の予算額は、25億円（九州枠）。また、平成28年度第2次補正予算において、120億円が措置されたが、5月末までの追加公募で終了する。販路の回復には相当の時間を要するため、更なる支援が必要。

地震後（H27補正）の「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の採択件数及び金額は199件22億8700万円（H28は86件10億7200万円）。復興に向けた経営力強化のため継続的な支援が必要。

「よろず支援拠点」については、公益財団法人くまもと産業支援財団にコーディネーター13名（地震後に4名増員）を配置し実施しているが、ワンストップ窓口として事業者からの評価も高く、体制強化の維持が必要である。

（参考）本県の実績：相談件数5,648件、来訪件数4,556件（H28.4～H29.2）

後継者問題により地震による休業から廃業へ進むケースも考えられ、事業承継への支援の充実とともに継続的な支援が必要。

- 2 「産業競争力強化法」に基づき市町村が策定した「創業支援事業計画」は、平成27年度までに全45市町村が計画認定済み。当計画には市町村が事業主体となっているものが多く、創業支援事業者向け補助金（創業支援事業者補助金）では、市町村が直接実施する事業は対象外となっている。市町村を補助対象に含めることで、制度の利用促進が見込まれる。

（補助率 2/3、上限 1,000万円）

※平成29年度から小規模な事業計画向けに補助限度額等を緩和

（参考）本県の実績：0件（全国114件、H28年度）

- 3 事業環境が厳しさを増している中小・小規模企業の生産性の向上は喫緊の課題である。そのため、平成28年7月施行の「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の認定事業者の増加に向け、制度の周知及び支援措置の拡充が必要。
- 4 3月末現在、58団体中22団体が「経営発達支援計画」の認定を受けている。中小・小規模企業への伴走型支援強化のため、計画の早期策定・認定に併せ、商工団体における所要額確保に向け、補助事業（伴走型小規模事業者支援推進事業等）の充実が必要。

新たな成長産業の創出について

【内閣府、経済産業省】

提案・要望事項

- 1 地域未来投資促進法における支援措置を活用した県内企業の設備投資を促進するため財政支援等についても、税制と同様の被災地に対する配慮をいただきたい。また、県内企業が作成する「地域経済牽引事業」に求められる要件等について、幅広い分野の中小企業の実情に御配慮いただき、柔軟な運用をお願いしたい。
- 2 今後成長が期待される第4次産業革命や医工連携といった分野の産業振興のため、人材育成や製品開発支援等のための所要の予算額を確保していただきたい。

【現状・課題等】

1 地域未来投資

本県は、熊本地震からの復興の取組みを、さらに加速し、将来の発展に向け弾みをつける重要な時期にあり、その実現には、企業の設備投資を促進していくことが重要である。

このような中、熊本地震の被災地における設備投資に対して、特例的に広く減税措置を認めていただいたことは、時宜をとらえたもの。加えて、財政支援についても、同様の配慮をいただきたい。

また、本制度を、ものづくり企業に限らず農業者や観光業者など経営資源が十分とは言えない事業者にも幅広く活用いただくには、事業者が作成する事業計画に求められる要件等について、使い勝手に配慮した柔軟な運用が必要である。

2 (1) I o T活用の促進

「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」において、ローカル・サービス生産性向上のための方針として、I o Tの戦略的活用が位置づけられている中、昨年度経済産業省から「熊本県I o T推進ラボ」として認定され、今年度I o T (I T) ビジネスの創出を行っていくこととしている。

「熊本県I o T推進ラボ」事業により、創出されたビジネスアイデアを製品開発に繋げ事業化を推進して行くことが、来年度以降課題となってくる。

(2) 医療・福祉機器関連産業の育成

医療・福祉分野は高齢化の進展により、成長の可能性があり新市場として注目されているところ、本県では、平成26年度から熊本市と連携して県内企業と医療・福祉現場従事者とのネットワーク形成や医療従事者等からのニーズ提供を実施。

平成26年度には、県、熊本市、熊本大学を軸とした「くまもと医工連携推進ネットワーク」を設立し、医工連携の取組みを強化して県内企業の製品開発を支援している。

今後も、ものづくり企業と医療現場ニーズのマッチングや販路開拓等に対する専門的指導を実施していく。

地域中小企業応援ファンドの拡充

【経済産業省】

提案・要望事項

平成29年度以降に償還期限を迎える地域中小企業応援ファンドの継続要件の緩和を講じていただきたい。特に、熊本県の財政事情に御配慮いただき、県の出資割合の縮小をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県では、地域中小企業応援ファンドを活用して平成20年度に「くまもと夢挑戦ファンド基金」を（公財）くまもと産業支援財団に創設した。
- 地域中小企業応援ファンドの運用期間は10年と定められており、本県の夢挑戦ファンドも平成30年度末に終期を迎え、中小企業基盤整備機構からの貸付（20億円）を返還する必要がある。
- 全国の都道府県でも同様のファンドが造成されており、本県と同時期に終期を迎える自治体が多く、全国知事会がファンド継続の要望を国に提出している。
- 本県も、平成28年9月に実施された中小企業基盤整備機構のファンド継続調査において、県内産業の活性化と振興のためにファンドの継続希望を回答。
- 中小企業庁は、全国の都道府県から出された継続希望の意見を踏まえ、ファンド事業の継続を認めるにあたり、都道府県が意欲的に取り組み、①既存事業の改善（ファンド総額の拡大等）、②地域の金融機関・支援機関等との連携体制の構築、③新たな事業計画等の策定を行うことを要件とする方向で調整中。
- 震災からの復旧・復興に多額の財源を必要としている本県にとって、特に負担が大きいため、さらなる国の支援が必要である。

再生可能エネルギー導入促進のための小水力発電や地熱・温泉熱発電の系統への優先接続について

【経済産業省】

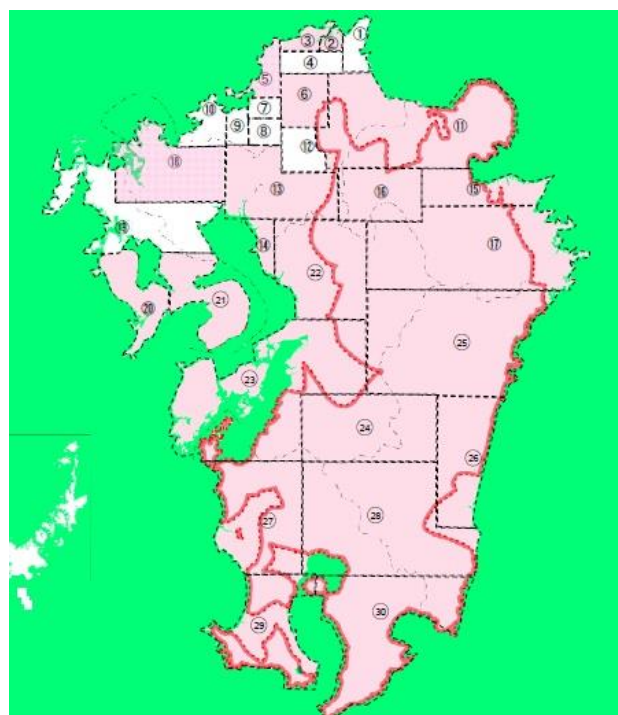
提案・要望事項

送電線等の容量不足が特に厳しい状況となっている九州において、再生可能エネルギーの導入促進を図るために、小水力発電等ベースロード電源で、かつ、小規模の発電事業（200kW程度）については、政策的な観点から、大規模案件とは別枠で系統に優先接続できるよう、法令の改正等必要な制度の見直しを行っていただきたい。

【現状・課題等】

- 再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入を今後さらに進めるためには、送電線容量不足の解消が必要であり、そのためには多額の資金と長期の工事期間を要すると認識している。
- 熊本県では、地域の恵まれた資源を最大限生かした、地場の再エネ事業者による小水力発電や地熱・温泉熱発電等の導入を通じた地域の活性化を進めている。
- しかし、再エネのポテンシャルが高い地域ほど上位系統も含めた対策が必要になっており、再エネの導入に取り組んでいる地場の事業者は、事業実施の見通しを立てられない等、導入促進の大きな障害になっている。
- 再エネを生かした地方創生の実現のためには、送電線等の計画的な増強はもちろんのこと、ベースロード電源である小水力発電や地熱・温泉熱発電等で、かつ、系統への影響も大きくない小規模の発電事業（200kW程度）については、低圧（50kW未満）案件と同様に上位系統対策の対象とせず系統に優先接続できるよう、法令の改正等必要な制度の見直しを行う必要がある。

【参考】九州電力管内の発電機連系制約マップ
平成29年3月現在 ※九州電力ホームページより



- 電力系統分割エリア
- 容量面で制約が発生している地域
- 工事費負担金の確定に向けた調整を実施していた地域

熊本地震後の復興需要等による人手不足の解消

【内閣府、厚生労働省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 熊本地震からの復旧・復興に取り組む県内企業の人材確保を促進するため、新たな雇用を行う企業に対する助成金等の更なる拡充による支援等をお願いしたい。
- 2 地域の産業人材の育成に関して、認定職業訓練助成費の補助率の1/2から2/3への嵩上げや、独自で人材育成に取り組む行政や各団体等に対する財政支援をお願いしたい。
- 3 人手不足解消のため、本県が取組む若年者や県外からのUIJターン就職希望者及び未就業の女性・高齢者の就職支援事業等について、財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 震災後の復興需要等により、県内の有効求人倍率は過去最高を記録しており、全国平均を上回っている。特に民間工事や建築工事では、人手不足が原因で、復旧が遅れ気味となっており、また、製造業など他の業種でも人手不足による新たな事業展開の制約になるなど、復旧への大きな課題となってきた。このため新たな雇用を行う企業に対する地域雇用開発助成金熊本地震特例の更なる拡充による人材確保への支援をお願いしたい。
 - 地域雇用開発助成金熊本地震特例の更なる拡充内容
 - ・計画書提出期間（H29.10.18）の延長
 - ・対象労働者の増加数を3名以上から1名以上に緩和
 - ・ハローワーク等の紹介による雇入れを対象としているが、求人情報誌や自社での公募による雇入れ等も対象に追加
 - ・人手不足業種に対する支給額を上げるなどの重点化
 - ・申請手続きの簡素化
 - ・戦略産業雇用創造プロジェクト指定事業主に対する支給額の加算
- 2 建築大工やコンクリート施工など地域産業に密着した人材育成については、県立高等技術専門学校や民間の認定職業訓練校において取り組んでいるが、本県においては従来からの人材不足に加え、熊本地震からの復旧・復興を担う人材の育成が急務となっている。

特に専門職種の事業者が一体となって取り組む民間の認定職業訓練校においては、厳しい財政事情の下、認定訓練校の運営費補助の財源確保が課題となっている。

また、各技能団体や事業者が、「技能士」育成や今後担い手となる高校生等への啓発活動等を通じて人材育成に取り組んでいるが、人材育成には時間がかかることや、小規模事業者にとって経費の負担は重いことから、継続的な支援のための財源確保が課題となっており、支援の充実が必要である。
- 3 震災前から課題であった若年層の大都市圏への人口流出という構造的な問題が、震災による地域経済の停滞によりさらに深刻化し、人手不足に拍車がかかることが危惧される。また、全国的な労働力不足の現状から、県内の未就業の女性や高齢者の労働市場への参加が望まれている。

このため、本県が実施する若年者の県内雇用促進のためのブライト企業認定の取り組みや県内外の学生を対象としたインターンシップ、UIJターン就職支援、女性・高齢者の就労支援等に対して、地方創生推進交付金等による手厚い支援をお願いしたい。

地域の建設産業における人材確保・育成について

【内閣府、厚生労働省、国土交通省】

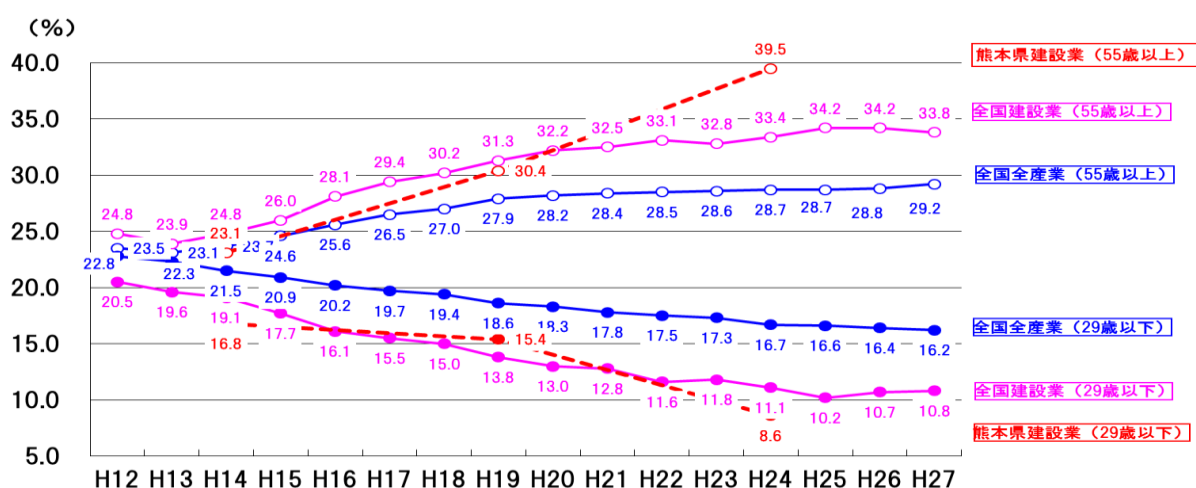
提案・要望事項

現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工等、さらには、地域の安全・安心の確保と、その担い手を確保するため、地域の建設産業における人材確保・育成に必要な財政支援及び技術検定の制度改正をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 本県の建設業従事者は、平成13年から平成24年にかけて約25%減少している。
また、その年齢構成は、55歳以上が39.5%、29歳以下が8.6%と全国に比べ高齢化が進行しており、建設産業の担い手確保・育成が喫緊の課題となっている。

建設業就業者等の年齢構成の推移



【財政支援の内容】

- 若年の技能者の入職に対する支援
若年者の技能者入職促進のため、現在、認定訓練受講時間分しか支給されていない厚生労働省の「建設労働者確保育成助成金」及び「人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）」の支援の拡充。
- 若年の技術者、技能者の資格取得や研修受講に対する支援
資格取得による定着促進を図るため、土木施工管理技士や技能士の建設産業に必要な資格取得への支援。
- 新卒者の確保対策に対する支援
新卒者を確保するため、企業が行う給料や賃金の処遇改善等に必要な経費への支援。

【制度改正の内容】

- 現在高校生（指定学科卒）が卒業してから主任技術者となるために最短3年、監理技術者となるために最短7年の実務経験が必要となっているが、早期の資格取得により、職への定着を図るために実務経験の要件緩和。
- 平成28年度から2級土木学科試験地に本県が加えられたが、実地試験についても本県で実施。さらに、その他の業種の学科・実地試験についても、熊本県において実施。

高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成について

【文部科学省】

提案・要望事項

「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）」の各事業について、指定の継続、新規の指定及び十分な事業費の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」について

SSH事業では、平成15年度に指定を受けた第二高等学校は、平成29年度から第4期の指定を受け、本県の理数系人材の育成を先導している。平成23年度に指定を受けた熊本北高等学校では、平成28年度に2期目の指定を受け、新たに教科横断型の教育課程の開発など先進的な取組を行っている。また、平成25年度に指定を受けた宇土中学校・宇土高等学校は、中高一貫校の特色を生かし、高度な科学的リテラシーを有する生徒を育成している。また、新たに天草高校が平成29年度から1期目の指定を受けることとなった。

県内SSHの合同発表会には県内外の高校生や教員が見学しており、指定校が複数校あることにより多様な取組みが可能となっている。このように、指定校以外の高校へも効果が波及し、指定校は本県全体の理数教育の中心的な役割を担っている。については、現在の指定校の継続と、これらの先進的な取組みが可能となるよう十分な事業費の確保が必要である。

2 「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」について

本県では、「グローバルな人材育成」を主要な施策として掲げており、州立モンタナ大学への高校生の派遣など、英語教育の充実に向けた取組みを積極的に進めてきた。また、海外大学進学に必要な力を養成するためのTOEFLスコアアップWEB講座や海外進学対策講座の実施、熊本県高校生留学支援金の給付など、海外大学進学や留学を総合的に支援する体制の構築に取り組んでいる。

SGH事業では、平成26年度指定の済々黌高等学校、平成28年度指定の水俣高等学校ともに、環境問題をテーマに課題研究を進めている。国内外での研修や外部講師による講演会等を通じて研究内容を深める一方で、即興型英語ディベートに取り組むなど、コミュニケーション能力全般の向上を図っている。現指定校以外にも、県内の多くの高校がグローバル人材育成に熱心に取り組んでおり、SGHの新規募集の再開など、引き続きグローバル人材を育成することを目指した事業の継続をお願いしたい。

また、現在指定を受けている学校について、委託費が前年度と比較して減額されており、研究を進める上で影響が出ているので、指定校に係る事業費の確保も併せてお願いしたい。

3 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）」について

SPH事業では、地域産業を担う高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人の育成について意欲的な学校が申請し、平成28年度南稜高等学校が指定を受け、農業分野で研究を進めている。平成29年度の指定に向けて2校が申請したが、採択には至らなかった。

今後は、現在指定を受けている農業以外の分野において新規指定を得て取組みを推進し、産業界で必要とされる高度な専門知識・技術の習得のための先導的・汎用的モデルとなる手法（カリキュラム等）の普及・確立を図り、各専門高校のレベルアップにつなげたいと考えている。については、本県からの申請校の指定について特段の配慮をお願いしたい。

阿蘇くまもと空港等機能強化及び天草エアラインへの支援について

【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 阿蘇くまもと空港について、国際線の定期路線の新規就航等が相次ぎ、特に国際線の航空機を駐機するスポットが不足する状態になっているため、平成29年度予算で工事費が計上されたエプロンの拡張について、早期に完成するよう御配慮いただきたい。
- 2 阿蘇くまもと空港及び熊本港・八代港のC I Q（税関、出入国管理、検疫）体制について、急増するアジア等からの来客及び貨物に対し迅速かつ適切に対応するため、充実・強化を図っていただきたい。
- 3 天草エアラインについて、地域航空ネットワークの安定的な確保のため、各種支援制度の創設・拡充を図っていただきたい。

【現状・課題等】

1 本県では、アジア地域との交流拡大を図り、また、阿蘇くまもと空港の拠点性を高めるため、国内・国際路線の新規開設・増便に積極的に取り組んでおり、その成果として、国内線では平成26年から国内L C Cが新規就航し、国際線では平成27年から台湾・高雄線と香港線の定期便が新規就航した。それにより、現在ある6つの民航機用スポットが、時間帯によっては空きが無い状態になり、新規就航に係るダイヤ調整に支障が生じている状況等を受けて、平成29年度の国土交通省関係予算において、エプロン拡張の工事費を計上していただいたところである。

熊本地震発生後は、国内線の一部の便が欠航し、国際線全路線が運休したが、国内線は6月から全ての便の運航が再開され、国際線も台湾・高雄線及びソウル線の運航が再開し、香港線もチャーター便が運航されるなど今後再開が見込まれており、県としては、熊本の創造的復興に繋げるため、今後も更なる国内・国際路線の誘致に取り組んでいくことから、課題解消のために、出来る限り早期にエプロン拡張の工事を完了していただく必要がある。

2 阿蘇くまもと空港の国際線は、地震発生後、全ての路線が運休となったものの、平成28年6月3日から台湾・高雄線が再開し、平成29年4月にはソウル線も再開し、香港線についても今後の運航再開に向け取り組んでいる。2020年東京オリンピック・パラリンピックや2019年に本県で開催される女子ハンドボール世界大会などのイベント開催を控え、今後外国人旅客は増加していくことが予想されるため、円滑な出入国手続きの実現のためには、人員の増員などの対応が必要である。

そのため、海上貨物の増加やクルーズ船の寄港の大幅増が見込まれる熊本港・八代港も含め、C I Q体制の充実・強化を図っていただきたい。

3 天草地域は、県の中心である熊本市からの移動に2時間以上を要するなど地理的状況は離島部と類似している。平成12年に就航を開始した天草エアラインは、天草地域の唯一の高速交通機関として、地域住民の足、地域の医師確保を含めたライフラインとして必要な存在であるが、1機のみでの運航のために重整備、乗員訓練及び耐空検査等による運休又は欠航が課題となっている。今後、同機材を保有する航空会社と機材・部品等が融通できるように、国庫補助金で購入された部品等を融通できる仕組みづくりが必要である。また、平成27年度に新機材（ATR42-600）への機材更新を行ったことに伴い、機材の最大離陸重量が増加したことから空港使用料が増大し（約2千8百万）、依然として経営環境は厳しい状況である。

そのため、地域航空ネットワークを安定的に確保するためには、公租公課の更なる減免やその基準の見直しなど支援制度の創設・拡充が必要である。

海外からのヒト・モノの流れをつくり 地域の活性化につながる八代港の整備促進について

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 国の掲げる2020年訪日クルーズ船客500万人に向け、国際クルーズ拠点として耐震強化岸壁と一体となるクルーズ船専用岸壁の早期整備を促進していただきたい。併せて、関連施設の整備等についても、引き続き支援いただきたい。
- 2 地域の活性化・活力維持を目的として物流機能強化を推進するため、県内最大の物流機能を持つ八代港の更なる機能強化に必要な水深14m岸壁関連港湾施設の整備を着実に促進していただきたい。

【現状・課題等】

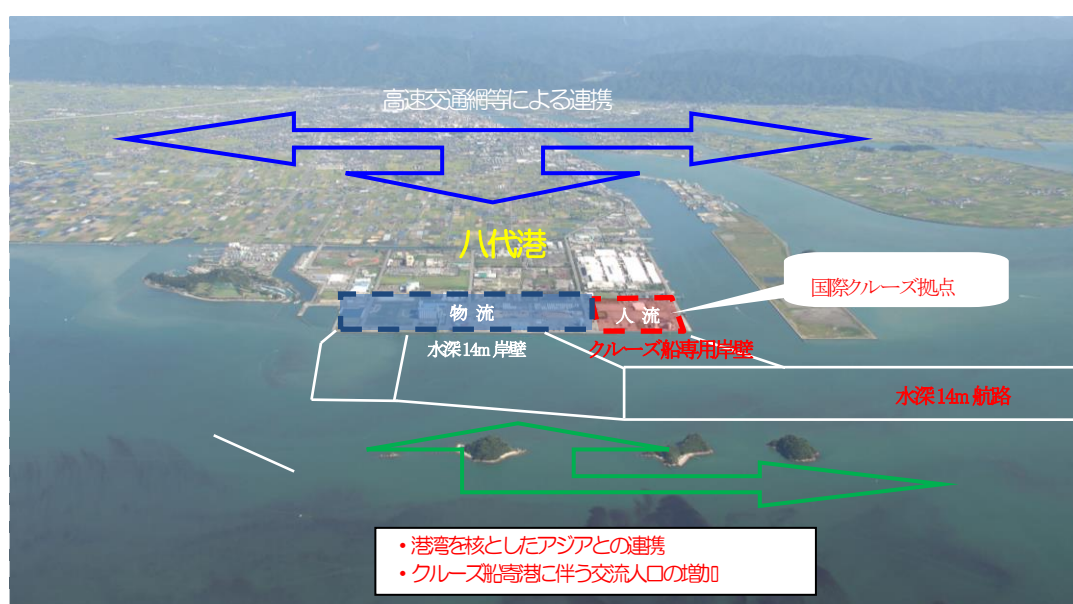
- 1 八代港は、国の掲げる2020年訪日クルーズ船客500万人に向け、平成29年1月に「官民連携による国際クルーズ拠点」を形成する港湾に選定され、本年度、新規事業として国際クルーズ拠点整備事業により岸壁整備に着手されたところである。本事業は、平成31年度の完成を目標に整備を進める必要がある。県としても関連する施設整備を進めていくこととしており、国におかれましてはクルーズ船専用岸壁の整備促進を図っていただきたい。併せて、関連施設の整備については、補助制度等により、引き続き支援いただきたい。

また、本事業の推進にあたり必要となる連携クルーズ船社との協定締結に向け、引き続き支援いただきたい。

- 2 八代港は県内最大の物流機能を持っており、九州の経済・産業活動に大きな役割を果たすアジアに向けた物流拠点であり、本県では、九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道等の高速交通網と連携し、大型ガントリークレーンを整備するなど、港の更なる利便性向上に取り組んでいる。

また、八代市を中心とした産業集積に向けて「くまもと県南フードバレー構想」を策定し、八代港を活用した輸出の拡大に向けた様々な取組みを推進している。

これらの取組みを推進するためには、港湾施設の整備による物流機能の更なる強化が必要であり、引き続き水深14m航路の早期完成を図ることが極めて重要である。



海外からのヒト・モノの流れをつくり 地域の活性化につながる熊本港の整備促進について

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 熊本都市圏の物流・人流拠点である熊本港において、取扱貨物量の増加などのストック効果を重視して、船舶の安全確保及び港内静穏度確保に向け、水深7.5m航路及び防波堤の整備を国直轄事業により着実に促進していただきたい。
- 2 土砂等の堆積が著しい本港においては、航路・泊地の水深確保に必要な予算の確保及び交付金事業の採択要件の緩和を図っていただきたい。
- 3 災害時の支援活動の拠点となる港湾として機能が果たせるよう、また、コンテナ船の大型化やクルーズ寄港にも対応可能な耐震強化岸壁に早期着手していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県では、政令指定都市に移行した熊本市を含む熊本都市圏の物流機能の強化を図るため、熊本港の整備が重要な課題となっている。

平成24年10月にはガントリークレーンが完成し、取扱貨物量が順調に伸びているところであり、今後も引き続き官民一体となったポートセールス活動を積極的に展開し熊本港の利活用を促進していくこととしている。

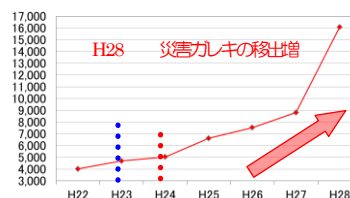
また、人流機能としては、長崎県と熊本県とをフェリーで結ぶ海陸交通の結節点として、さらに、平成26年度は外国船籍のクルーズ船が初寄港するなど、熊本都市圏を中心とした県経済への効果が期待されている。

これらの取組みを推進するためには、入港船舶の安全及び港内静穏度の確保等、港湾機能の向上を図る必要があり、国により整備が進められている水深7.5m航路及び防波堤の整備を推進していくことが必要である。

- 2 一級河川白川・緑川に挟まれた本港は、有明海特有の閉鎖性等により河川からの土砂の堆積作用が著しいという特徴がある。そのため、航路・泊地の水深確保に多額の費用を要することから、必要な予算の確保及び交付金事業の採択要件の緩和を図っていただきたい。
- 3 災害時の支援活動の拠点となる港湾として機能が果たせるよう、さらにコンテナ船の大型化やクルーズ寄港への対応に必要な耐震強化岸壁に早期着手していただきたい。



熊本港コンテナ取扱量 (TEU)



H24.10 ガントリークレーン完成
H25. 9 岸壁 (-7.5m) 完成



2019年女子ハンドボール世界選手権大会等の国際的なスポーツ大会の推進、選手育成及び地域のスポーツ振興への支援について

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 2019年に熊本県では、女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップが開催される。本県では、これらの国際スポーツ大会の成功を熊本地震からの復興の一つのマイルストーンとして取り組んでおり、ハード・ソフト両面において地方交付税の拡充、スポーツ振興くじ(toto)の助成など、積極的な財政支援をお願いしたい。
特に、大会開催に向けた都市公園等の施設整備・改修には、短期間で多額の費用(数十億円)を要することから、社会資本整備総合交付金をはじめとした財政支援をお願いしたい。
- 2 2020東京オリンピック・パラリンピックにおいては、全国の多くの自治体が事前キャンプ誘致活動を行っている。東日本大震災からの復興五輪として位置付けられる日本での大会が成功するためには、全国各地で事前キャンプが行われ、東京だけでなくその効果を日本全体に広める必要がある。
しかし、キャンプ誘致に必要なスポーツ施設の整備等には多額の費用が必要であり、特に熊本地震からの復旧復興のための財政需要が多い本県の各自治体においてはその確保に苦慮している。
そのため、全国の被災地に夢や希望をもたらし、日本各地において東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプが行われ、そのレガシーが全国に残っていくよう、事前キャンプ実施に向け、スポーツ施設や受入環境整備を行う各自治体への積極的な財政支援をお願いしたい。
- 3 次世代を担う選手たちを発掘し、国際競技力を身に付け、メダルを獲得できるよう、本県が取り組む選手育成事業に対する支援をお願いしたい。
- 4 障がい者スポーツのトップアスリートの育成のため、障がい者スポーツの競技団体の実情に即した強化費の拡充、組織基盤の強化のための運営費補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 5 東京五輪等を契機として、地域のスポーツ振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 2019年に本県で開催する女子ハンドボール世界選手権大会及びラグビーワールドカップに向け、今年度は、ラグビーのテストマッチを開催する他、今後プレ大会を開催することとしており、熊本には過去に例のない国際スポーツイベントイヤーズが訪れる。
これらにより、競技の普及、観光の振興、国際化の推進及び国内外への情報発信等、様々な面における広域的な波及効果が期待され、本県はもとより、九州各県の地方創生に寄与できる。
熊本地震により被災された方々を含め大きな被害を受けた県民全体が夢や希望を持ち、生きる力を育むため、これらの大会の成功を熊本地震からの復興の一つのマイルストーンとして取り組んでいる。
今後、大会を成功させるため、プロモーション活動、語学ボランティアの育成、施設内誘導表示の設置・無料無線LAN設備の設置といった外国人観光客の受入環境整備等に加え、世界大会の開催に求められる会場整備等、ソフト・ハード両面にわたる幅広い対応が必要となる。2019年までの短期間に多額の財政負担が見込まれるが、これらの取組みを大会まで着実に実施していくため、地方交付税の拡充、スポーツ振興くじ(toto)の助成など、地方での国際大会開催のための支援をお願いしたい。(都市公園の施設整備のみで数十億円の経費が見込まれる。)

2 国では 2020 東京オリンピック・パラリンピックを、東日本大震災からの復興五輪として位置付けられており、平成 27 年 11 月に閣議決定された「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備運営に関する施策の推進を図るための基本方針」では、「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組みを進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。」とされている。

そのような中、東京オリンピック・パラリンピックに向けては、被災地を含む全国の多くの自治体が国のホストタウン構想への登録など、事前キャンプ誘致活動を行っている。今後、キャンプの実施に向け、競技の特性に応じた様々な施設整備や受入環境の整備を行っていく必要があるが、各自治体には多くの経費負担が必要となる。

本県においても、事前キャンプ誘致を検討している自治体が数多くあるが、一方で熊本地震からの復興のための財政需要があり、事前キャンプ誘致に向けた施設整備等への財源確保に苦慮している現状がある。

そのため、全国の被災地に夢や希望をもたらし、日本各地において東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプが行われ、そのレガシーが全国に残っていくよう、スポーツ施設や受入環境整備を行う各自治体への積極的な財政支援をお願いしたい。

3 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催、2019 年女子ハンドボール世界選手権及びラグビーワールドカップの熊本開催が決定し、トップアスリートの育成が課題となっている。

本県では、平成 26 年度から「2020 東京オリンピック選手育成事業」として、将来有望な選手を中・高校生や大学生から選考し、医科学分野を取り入れた先進的なトレーニング、国内外の合宿遠征、パーソナルトレーナーによるサポート等の育成策を実施している。国は東京都に設置してあるナショナルトレーニングセンターを中心に選手強化策を進めているが、地方からは利用しにくい。今後、次世代を担う選手たちが国際大会等で活躍できるよう育成する取組みを充実強化するためには、本県が実施する選手育成事業に対する財政措置が必要である。

平成 28 年度 2020 東京オリンピック選手育成事業指定選手 (20 競技 47 人)					
陸上競技(4)	水泳(1)	体操(1)	卓球(1)	バドミントン(5)	バレーボール(3)
バスケットボール(1)	ハンドボール(4)	ラグビー(1)	サッカー(3)	柔道(2)	
ボクシング(4)	ボート(3)	レスリング(4)	フェンシング(4)	セーリング(1)	
カヌー(1)	空手道(1)	ライフル射撃(2)	アーチェリー(1)	()	・人数

4 パラリンピック等を目指す障がい者の多くは、収入が少なく、県内外や海外で開催されるスポーツ大会への遠征費やスポーツ用具の購入等に要する費用の確保に苦慮している。また、選手の育成・指導等を行う障がい者スポーツの競技団体の多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われており組織基盤がぜい弱である。

本県では、選手の育成を目的として、平成 27 年度から「2020 東京パラリンピック選手育成・強化推進事業(補助金)」を開始したが、強化費の拡充や組織基盤の強化のためには国による支援措置が必要である。(指定選手：平成 27 年度 20 人、28 年度 16 人、29 年度 16 人程度予定)

5 総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者がスポーツを楽しめる地域密着型のスポーツクラブとして、スポーツによる地域の活性化に重要な役割を担っている。

平成 28 年 7 月現在、県内には 68 クラブが設立され、約 14,800 人の会員が活動を行っている。

同クラブは安定したクラブ運営が求められているが、日本スポーツ振興センターからの助成金削減を受け、運営が厳しい状況にある。東京五輪等を契機として、スポーツによる地域活性化を推進させるため総合型地域スポーツクラブの育成に対する支援が必要である。

